

# 新市建設計画

平成17年3月

雲仙地域合併協議会

令和元年10月変更

南島原市



## 目 次

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 第1章 はじめに-----                        | 1  |
| 1. 合併の必要性和効果-----                    | 2  |
| 2. 計画策定の方針-----                      | 4  |
| 第2章 新市の概況-----                       | 5  |
| 1. 位置と地勢-----                        | 5  |
| 2. 面積-----                           | 6  |
| 3. 交通アクセス-----                       | 6  |
| 4. 沿革・歴史-----                        | 7  |
| 5. 人口と世帯数-----                       | 9  |
| 6. 地域の資源-----                        | 11 |
| 7. 産業-----                           | 12 |
| 第3章 将来人口の見通し-----                    | 21 |
| 1. 総人口-----                          | 21 |
| 2. 交流人口-----                         | 22 |
| 第4章 新市建設計画の基本方針-----                 | 23 |
| 1. 基本理念-----                         | 23 |
| 2. 新市の将来像-----                       | 24 |
| 3. 施策の基本方針-----                      | 26 |
| 第5章 新市の主要施策-----                     | 27 |
| 1. 魅せよう個性！理解を深める地域情報の発信と内外交流の拡大----- | 28 |
| 2. 活かそう地域力！自立する産業の育成と雇用の確保-----      | 38 |
| 3. 守ろう環境！自然と共生する明るく快適な暮らし-----       | 49 |
| 4. 支えよう元気！心と体の健康づくりと安心の福祉-----       | 56 |
| 5. 育もう人間力！次代を担う人材の育成と地域文化の振興-----    | 61 |
| 6. 競おうアイデア！市民とともに作るこれからのまちづくり-----   | 67 |
| 第6章 地域別整備方針-----                     | 71 |
| 1. 地域別整備方針（ゾーニング）の考え方-----           | 71 |
| 2. 地域の特徴を活かす「ゾーン」の方向性-----           | 72 |
| 3. 「ゾーン」整備の取組み内容-----                | 73 |
| 第7章 公共施設の統合整備と適正配置-----              | 75 |
| 第8章 財政計画-----                        | 77 |
| 1. 前提条件-----                         | 77 |
| 2. 歳入-----                           | 77 |
| 3. 歳出-----                           | 78 |
| 4. 財政計画表-----                        | 79 |



## 第 1 章 はじめに

新市は、長崎県南高来郡深江町、布津町、有家町、西有家町、北有馬町、南有馬町、口之津町、加津佐町の八町で構成されます。

島原半島の南東に連なる雲仙地域八町は、それぞれ個性豊かな地域性を有しながらも、陽光きらめく温暖な気候や緑豊かに広がる大地、長く連なる海岸線などの美しい自然景観や、この地域で栄えた固有のキリシタン文化など共通する財産を多く持っています。

そして、このように共通する恵まれた資源や財産の中で、人々は穏やかで心豊かに暮らしながら、地域の発展を支えてきました。

しかし、時代の変化の波は確実に地方にも押し寄せてきており、社会や経済の情勢が厳しさを増す中で、各地域の個性を融合させながら新しい地域の力を構築することが求められています。

市町村合併の動きもまさにこうした背景によるものであり、地域間競争が激化するこれからの時代は、新市の誕生を機とした地域戦略を明確な理念や目標のもとに構築し、市民の英知を結集して、地域の活性化に取り組まなければなりません。

また、八町が合併することで、新市の行財政基盤の充実・強化を進め、住民サービスの向上を図っていくことも重要です。

本計画は、八町の総合計画や広域行政圏計画等を踏まえた上で、それらを発展的に継承し、住民の声を反映した新しい視点を盛り込んで策定する、合併後のマスタープランとして新市建設の基本となるものです。

## 1. 合併の必要性和効果

### (1) 合併の必要性

#### ①地方分権への対応

地方分権が実行の段階を迎え、住民に最も身近な地方公共団体である市町村は、「自己決定、自己責任の原則」のもと、これまで以上に幅広い分野で大きな役割を果たすことが求められています。

これまでの画一的な行政から脱却し、創意と工夫によって地域間競争に勝ち抜いていくためには、政策形成能力に優れた人材の育成や機能的な組織を整備するなど、地方分権時代に対応した行政体制を確立し、さらには、地域住民と連携して個性豊かな魅力ある地域づくりをする必要があります。

#### ②少子・高齢化時代への対応

急速に進展する少子・高齢化のもたらす不安をわかりやすくいうと、「税収が減る一方で医療や福祉などの行政運営経費は増していく」ということになります。特に、雲仙地域八町における人口減少率や高齢化の進行は長崎県平均を上回っており、地域活力の低下が危惧されます。

人口減少を抑制するとともに、少子・高齢化に対応するために、合併によるメリットを活かして、高度で専門的な施策を展開していく必要があります。

#### ③多様化・高度化する住民ニーズへの対応

住民の行政に対するニーズは、社会経済の発展や国際化の進展等に伴い多様化しており、効率的かつ迅速、柔軟な対応及び十分な説明責任が今まで以上に求められています。また、交通手段の発達によって日常生活圏は拡大しており、産業振興や福祉、生活環境、教育など多様な課題に対応するために、これまでの行政区域を越えた広域的な対応を図っていく必要があります。

#### ④財政基盤の強化

景気の長期低迷等によって、国、地方とも財政状況は極めて厳しく、税収の伸び悩みや財政の硬直化が進んでいます。このような中、国においては、三位一体改革の下、地方の歳入の多くを占める地方交付税等の見直し、縮減が進められています。自主財源に乏しい新市においては、より一層効率的な行財政運営を進め、財政基盤の強化を図っていく必要があります。

## **(2) 期待される効果**

合併することによって、次のような効果が期待されます。

### **①広域的なまちづくりの実現**

広域的な視点から、各地域の個性に配慮した一体的な計画づくりが可能になります。

道路や公共施設の整備、土地利用等、地域の個性を活かしたまちづくりを進めるとともに、環境問題や観光振興など広域的な対応を必要とする施策を効果的に展開することができます。

### **②住民の利便性の向上**

図書館や体育施設、文化施設など他町にある公共施設が利用できるようになります。

また、各種証明書発行などの窓口サービスを提供できる箇所が多くなり、より利便性の高い行政サービスが可能となります。

### **③行財政基盤の強化**

町単位では実施が困難だった事業や高度な政策研究分野に対して、専任組織を設置したり専門性の高い職員を配置することができるなど、より質の高い行政サービスを提供する体制を整えることが可能となります。

また、合併により財政規模が拡大するため、積極的かつ弾力的な財政運営が可能となります。

### **④行財政運営の効率化**

合併によって特別職をはじめ管理部門など多くの部門で職員が減少することで行政組織等のスリム化が可能となり、経費の節減が図られるなど大きな効果が期待されます。

また、類似施設や施策の重複投資の回避による重点的な政策投資を行うことができます。

## 2. 計画策定の方針

### (1) 計画の趣旨

本計画は、深江町、布津町、有家町、西有家町、北有馬町、南有馬町、口之津町及び加津佐町の合併後の新市のソフト、ハード両面を含めた、まちづくり全般のマスタープランとなるものであり、本計画の実現を図ることによって八町の速やかな一体性の確立を促進し、魅力ある地域づくりと住民福祉の向上及び新市全体の均衡ある発展を目指そうとするものです。

なお、新市の進むべき方向についてのより詳細で具体的な内容については、合併後の新市において策定する基本構想、基本計画及び実施計画に委ねるものとします。

### (2) 計画の構成

本計画は、新市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための主要事業や公共施設の統合整備及び財政計画を中心として構成します。

### (3) 建設計画の期間

本計画における主要事業、公共施設の統合整備及び財政計画は、合併後概ね 20 年間について定めるものとします。

### (4) その他

新市建設の基本方針を定めるにあたっては、将来を展望した長期的視野に立つものとします。

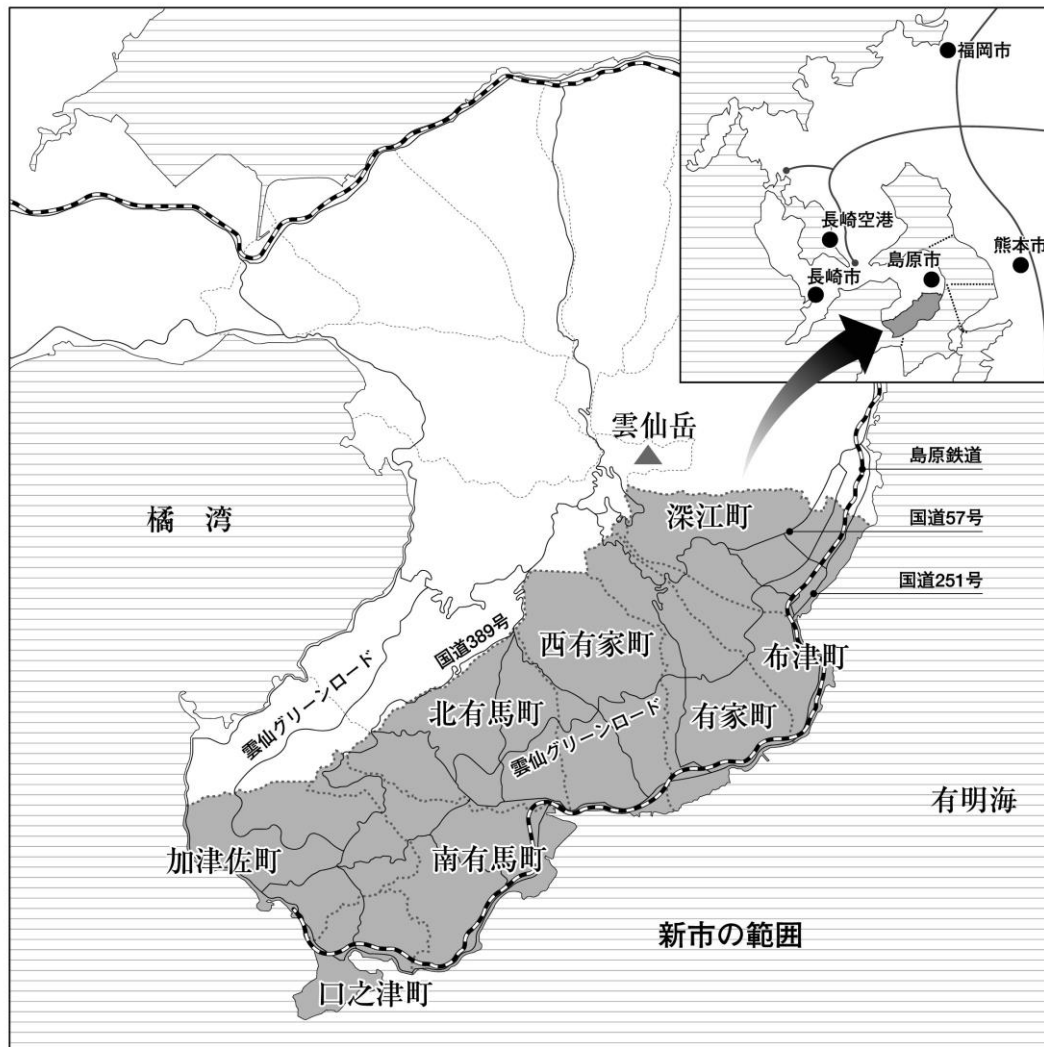
公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域間のバランスや財政事情などを考慮しながら逐次整備していくものとします。

財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定するものとします。



## 第2章 新市の概況

### 1. 位置と地勢



新市は長崎県の南部、島原半島の南東部に位置し、千メートルを超える山々が連座する雲仙山麓から南へ広がる肥沃で豊かな地下水を含む大地が大部分を占め、魚介類豊富な有明海及び橘湾に広く面する海岸線を持つ地域となっています。

北部は島原市、西部は南高来郡小浜町、南串山町と接しており、有明海をはさんで、熊本県天草地域と接しています。

また、雲仙天草国立公園に含まれ、雄大な山々と美しい海を併せ持った、南向きで陽光きらめく地域であることが大きな魅力となっています。

## 2. 面積

八町全体の面積は 169.81 k m<sup>2</sup> となり、島原半島全体（約 460 k m<sup>2</sup>）の 4 割程度を占めています。

民有地の地目別構成比は畑 37.0%、山林 29.3%、田 18.8%、宅地 9.2% などとなっており、農業用地が全域に広がっています。

八町の面積

| 計<br>(km <sup>2</sup> ) | 深江町   | 布津町   | 有家町   | 西有家町  | 北有馬町  | 南有馬町  | 口之津町 | 加津佐町  |
|-------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|
| 169.81                  | 23.44 | 10.51 | 23.34 | 28.80 | 26.13 | 23.24 | 9.98 | 24.37 |

資料：「全国都道府県市町村別面積調(平成15年)」(国土地理院)

民有地面積及び地目別構成比（八町計・ha、%）

|      | 計      | 田     | 畑     | 宅地    | 山林    | 原野  | 池沼  | その他 |
|------|--------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|
| 八町計  | 11,363 | 2,133 | 4,203 | 1,041 | 3,328 | 357 | 11  | 287 |
| 構成比  | 100.0  | 18.8  | 37.0  | 9.2   | 29.3  | 3.1 | 0.1 | 2.5 |
| 深江町  | 1,426  | 141   | 574   | 186   | 355   | 40  | -   | 130 |
| 布津町  | 743    | 64    | 406   | 95    | 141   | 3   | -   | 34  |
| 有家町  | 1,889  | 324   | 855   | 188   | 487   | 9   | -   | 26  |
| 西有家町 | 1,606  | 341   | 497   | 141   | 474   | 135 | -   | 17  |
| 北有馬町 | 1,815  | 366   | 512   | 75    | 746   | 111 | -   | 3   |
| 南有馬町 | 1,569  | 473   | 449   | 109   | 478   | 22  | -   | 37  |
| 口之津町 | 762    | 125   | 334   | 113   | 170   | 3   | -   | 18  |
| 加津佐町 | 1,553  | 299   | 576   | 134   | 477   | 34  | 11  | 22  |

※民有地とは、市町村の土地課税台帳および土地補充課税台帳に登録された土地のうち、課税対象外（官公有地、公共用地、墳墓地、公共用道路など）の土地を除いたもので、総面積の数値とは異なります。

なお、数値は四捨五入をしているので、計と必ずしも一致するとは限らない。

## 3. 交通アクセス

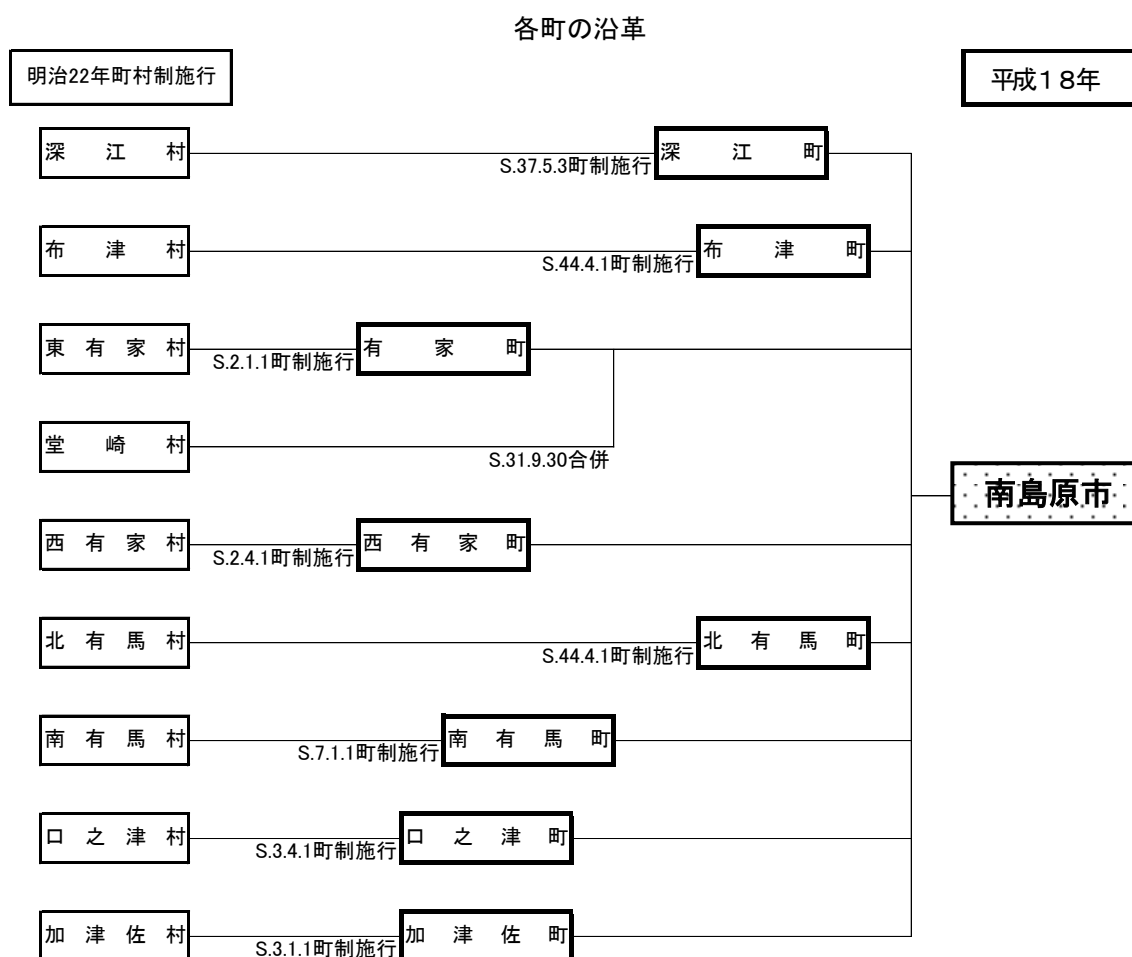
交通体系は、主要道路としては、諫早方面から国道 57 号が島原半島西岸を経て雲仙を越え深江町を経て島原市に至り、半島東岸には国道 251 号が八町を結ぶ形で走っています。また、国道 389 号が半島北部の国見町から、半島中央部を縦断する形で口之津町まで至っています。

公共交通機関は、鉄道路線としては島原鉄道が諫早から国道 251 号にほぼ並行して加津佐町まで走り、路線バスは八町各方面を結んでいます。このほか、海上交通として、口之津港から熊本県天草地域へ航路が結ばれています。

新市中央部までの時間距離は、長崎市からは高速道路、国道等利用で 2 時間程度、福岡市からは九州自動車道や長崎道、国道などを利用すると 3 時間半程度、熊本市からは高速フェリー、国道等利用で 1 時間 45 分程度を要します。

## 4. 沿革・歴史

### (1) 八町の沿革



資料：各町資料

新市が含まれる島原半島の歴史は古く、10 世紀頃には「高来縣」と呼ばれていましたが、さらにさかのぼると、8 世紀頃に書かれた「肥前風土記」にも既に島原半島が「高来郡」と記されています。

日本に鉄砲が伝来した頃の室町時代には、有馬氏が肥前国（現在の長崎・佐賀県）の大半を領有し、21 万石、兵馬 2 万の戦国大名に成長するなど、肥前国の覇権を握っていた時期もありました。

幕藩時代は島原藩になっていましたが、明治維新の廃藩置県に伴い 1871 年（明治 4 年）に島原県、同年の府県廃合により長崎県に合併され長崎県高来郡となりました。その後 1878 年（明治 11 年）の郡区村編成法により高来郡は南北に分かれ、八町が含まれる島原半島は南高来郡となりました。

明治 22 年の町村制施行時には八町はそれぞれ村となっていました。有  
家町のみ東有家村と堂崎村に分かれていました。昭和に入り各村とも町制へ  
と移行し、東有家村も町制移行時に有家町となった後堂崎村と合併し、現在  
の八町となっています。

## (2) キリシタンの歴史と「島原・天草一揆」の地

八町の歴史を語る上で、その根幹となるのがキリシタンにまつわる史実で  
す。八町には「島原・天草一揆」終結の地として知られる原城跡をはじめ、  
セミナリヨ跡やキリシタン墓碑など数多くの史跡が残されています。

1563 年にポルトガル人のアルメイダ修道士が口之津で布教活動を始め  
てから、キリスト教は島原半島全体に広がり、領主の有馬義直がキリシタンに  
改宗すると領民も皆これになりました。また、前年の 1562 年には口之津  
を貿易港として開港、1567 年にはポルトガル船も入港しています。

その後キリシタン文化は様々な面でこの地に根付き、1580 年には西洋教  
育の原点といえる中等教育機関のセミナリヨや高等教育機関のコレジヨの  
設置によりイエズス会の日本教育の中心地となり、さらに、病院、慈善院の  
開設、キリシタン版の活字本印刷などがもたらされたほか、口之津港での朱  
印船貿易、天正遣欧少年使節団の派遣なども行われました。

ヨーロッパの最先端の文化と触れ合ったこの地域は、当時の日本における  
国際交流の最先進地を形成していました。

しかし、幕府のキリシタン弾圧が進むにつれ、有馬氏の後に新領主となっ  
た松倉氏による領民弾圧や過酷な課税が一段と強まり、さらに一帯の大飢饉  
が拍車をかけ、1637 年 10 月、島原・天草地方の農民が蜂起し、天草四郎時  
貞を総大将として「島原・天草一揆」が起きました。

「島原・天草一揆」においては、総勢 3 万 7 千の一揆軍が原城に籠城して  
約 3 ヶ月にわたって幕府軍を相手に壮絶な戦いを繰り広げ、1638 年 2 月、  
12 万余にも上る幕府軍の総攻撃によって領民らはほぼ全滅し終焉を迎え  
ました。

その後領民を失ったこの地域には、幕府による移民政策によって九州各地  
や小豆島などから農民が移住し、手延べそうめんの技術もこのときに伝わっ  
たともいわれています。

## 5. 人口と世帯数

### (1) 人口概況

八町全体の人口は、平成 12 年国勢調査値で 57,045 人と、合併することで 5 万人を超える人口規模となります。

年齢（3 区分）別人口をみると、65 歳以上の老年人口が 26.2%となるなど県平均の 20.9%を上回る高齢化率となっています。

八町全体の世帯数は 17,492 世帯で、1 世帯当り人員は 3.26 人となります。

人口推移をみると、昭和 50 年には 67,759 人であったものが、減少を続け平成 12 年には 5 万 7 千人余りとなっています。

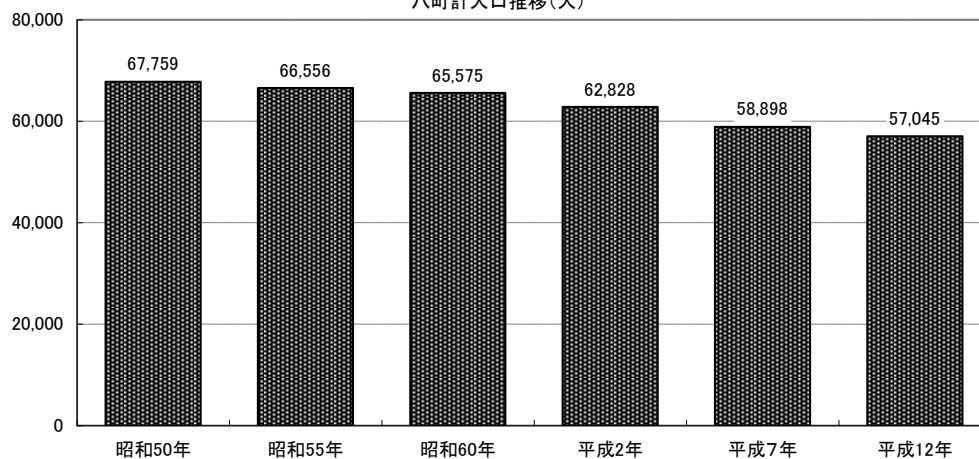
人口・世帯数状況

人口・世帯状況

|      | 人口(人・下段構成比%)      |                  |                  |                 |                  |                  | 総世帯数<br>(世帯) | 一世帯<br>当り人員<br>(人) |
|------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|------------------|------------------|--------------|--------------------|
|      | 総数                |                  |                  | 年齢(3区分)別人口      |                  |                  |              |                    |
|      |                   | 男                | 女                | 0～14歳           | 15～64歳           | 65歳以上            |              |                    |
| 八町計  | 57,045<br>(100.0) | 26,586<br>(46.6) | 30,459<br>(53.4) | 8,988<br>(15.8) | 33,099<br>(58.0) | 14,956<br>(26.2) | 17,492       | 3.26               |
| 深江町  | 8,149<br>(100.0)  | 3,823<br>(46.9)  | 4,326<br>(53.1)  | 1,406<br>(17.3) | 4,826<br>(59.2)  | 1,917<br>(23.5)  | 2,347        | 3.47               |
| 布津町  | 5,019<br>(100.0)  | 2,337<br>(46.6)  | 2,682<br>(53.4)  | 843<br>(16.8)   | 2,854<br>(56.9)  | 1,322<br>(26.3)  | 1,435        | 3.50               |
| 有家町  | 9,209<br>(100.0)  | 4,319<br>(46.9)  | 4,890<br>(53.1)  | 1,649<br>(17.9) | 5,263<br>(57.2)  | 2,297<br>(24.9)  | 2,742        | 3.36               |
| 西有家町 | 8,756<br>(100.0)  | 4,070<br>(46.5)  | 4,686<br>(53.5)  | 1,455<br>(16.6) | 5,023<br>(57.4)  | 2,278<br>(26.0)  | 2,558        | 3.42               |
| 北有馬町 | 4,360<br>(100.0)  | 2,073<br>(47.5)  | 2,287<br>(52.5)  | 699<br>(16.0)   | 2,434<br>(55.8)  | 1,227<br>(28.1)  | 1,225        | 3.56               |
| 南有馬町 | 6,408<br>(100.0)  | 2,969<br>(46.3)  | 3,439<br>(53.7)  | 904<br>(14.1)   | 3,696<br>(57.7)  | 1,808<br>(28.2)  | 2,029        | 3.16               |
| 口之津町 | 6,872<br>(100.0)  | 3,143<br>(45.7)  | 3,729<br>(54.3)  | 882<br>(12.8)   | 4,082<br>(59.4)  | 1,908<br>(27.8)  | 2,447        | 2.81               |
| 加津佐町 | 8,272<br>(100.0)  | 3,852<br>(46.6)  | 4,420<br>(53.4)  | 1,150<br>(13.9) | 4,921<br>(59.5)  | 2,199<br>(26.6)  | 2,709        | 3.05               |

資料：「国勢調査（平成12年）」（総務省）  
※総人口は年齢不詳含む

八町計人口推移(人)

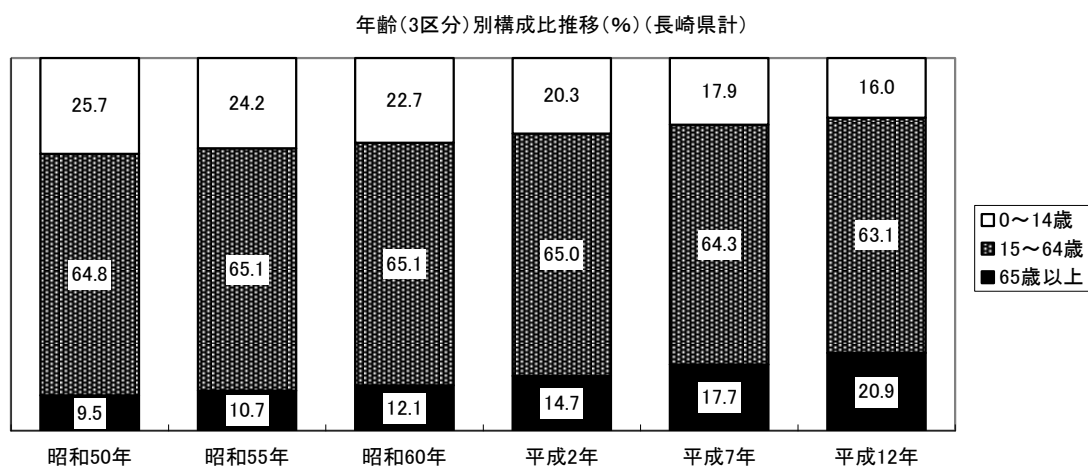
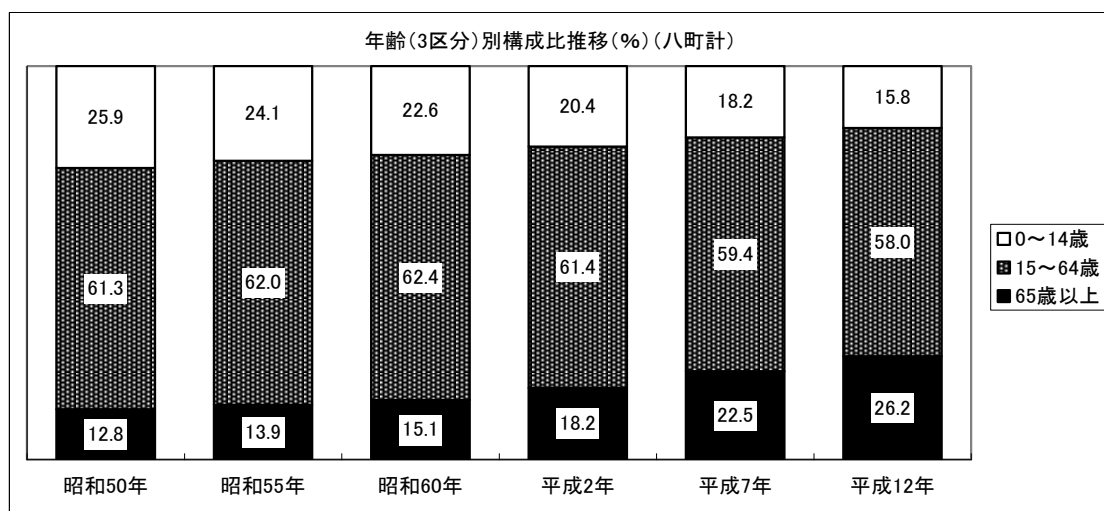


資料：「国勢調査（各年）」（総務省）

## (2) 年齢別構成比の推移

八町全体の年齢（3区分）別構成比推移をみると、年少人口（15歳未満）構成比や生産年齢人口（15～64歳）構成比が低下しています。これに対し、老年人口（65歳以上）構成比は高くなる傾向にあります。

長崎県の状況（下段グラフ）と比較すると、年少人口構成比の低下は八町と長崎県は同様の傾向をみせていますが、生産年齢人口構成比は、八町が低下しているのに対し、長崎県ではほぼ横ばいとなっています。また、老年人口構成比は、八町全体の方が長崎県と比較して高くなっており、高齢化が進んでいる地域であるといえます。



資料：「国勢調査（各年）」（総務省）

## 6. 地域の資源

八町には多彩な資源や文化があります。産業は農業や水産業、そうめん産業などが盛んであり、特産品も農産物や水産物及びその加工品が多くなっています。各地域で伝統行事が多数行われているほか、住民らの手による様々な催しも行われています。また、固有のキリシタンの歴史を持つ地域であるため、原城跡やセミナリヨ跡などキリシタン文化に因む名所・旧跡が各地に点在しています。

八町の資源等

|         | 天然資源                                            | 人文資源                                                                                     | イベント                                                                           | 特産品                                                    |
|---------|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 深 江 町   | 雲仙国立公園<br>諏訪神社大楠<br>内野湧水                        | みずなし本陣ふかえ<br>土石流被災家屋保存公園<br>火砕流被災旧大野木場小学校<br>大野木場みらい館<br>深江城跡<br>キリシタン墓碑群<br>山ノ寺遺跡・権現脇遺跡 | 秋祭り<br>ろくべえどん祭り<br>産業まつり<br>町民文化祭<br>雲仙普賢岳フェスティバル<br>町民体育祭<br>大野木場小学校メモリアルデー   | メロン<br>葉たばこ<br>肉用牛<br>乳用牛<br>クルマエビ<br>アスパラガス<br>六兵衛    |
| 布 津 町   | 天ヶ瀬森林地帯<br>(千本桜)                                | 貝崎城跡<br>無双太鼓<br>眼鏡橋(石橋)<br>殿様道路の石畳<br>キリシタン墓碑群<br>天ヶ瀬古墳<br>布津天然温泉                        | 熊野神社秋季例奉祭<br>桜まつり<br>サマーフェスティバル<br>ファミリンピック<br>町民体育祭<br>生き生きふるさとふつまつり<br>総合文化祭 | 葉たばこ<br>白菜<br>いちご<br>すいか<br>ふぐ<br>真鯛<br>養殖ワカメ          |
| 有 家 町   | 鮎帰りの滝<br>専念寺まきの木                                | ありえ俵石自然運動公園<br>キリシタン史跡公園<br>セミナリヨ跡<br>復刻銅版画<br>堂崎城跡<br>温泉神社<br>有家町総合運動公園                 | ありえ浜んこらまつり<br>有家町民体育祭<br>温泉神社夏越祭<br>ビーチサッカー<br>セミナリヨ版画展                        | 手延そうめん<br>葉たばこ<br>梨<br>ハウスみかん<br>すいか<br>きのこ<br>地酒      |
| 西 有 家 町 | 高岩山<br>戸ノ隅の滝<br>琴平神社の地層<br>みそ五郎の名石群<br>島原いちご    | 国・県指定キリシタン墓碑<br>戸ノ隅公園<br>大神神社(そうめん神社)<br>大垣城跡<br>葺山の宝きょう印塔<br>みそ五郎の森総合公園                 | みそ五郎まつり<br>戸ノ隅公園滝祭り<br>夏越まつり<br>総合文化祭<br>西有家町民体育祭                              | 手延そうめん<br>いちご<br>ハウスみかん<br>ビワ<br>葉ゴボウ<br>真鯛<br>オコゼ     |
| 北 有 馬 町 | 夕日の丘<br>ホタルの乱舞<br>コスモス<br>菜の花<br>出口の湧水          | 日野江城跡<br>有馬のセミナリヨ跡<br>八良尾のセミナリヨ跡<br>キリシタン墓碑<br>アーチ式石橋群<br>西田平の八十八ヵ所巡礼所                   | 春日神社大祭<br>伝統芸能「浮立」<br>日野江城さくら祭り<br>ふるさと夏まつり<br>日野江ひろば<br>フェスティビタスナタリス<br>郷神祭   | ぎんなん<br>ばれいしょ<br>いちご<br>トマト<br>メロン<br>矢櫃の干し柿<br>手延そうめん |
| 南 有 馬 町 | 白洲<br>白木野谷水棚田<br>白木野名大池<br>と笠石                  | 原城跡<br>西望公園・西望記念館<br>古野いこいの広場<br>天草四郎の墓<br>キリシタン墓碑<br>原城温泉                               | 原城マラソン大会<br>原城一揆まつり<br>浦田観音千日詣<br>町例祭                                          | ばれいしょ<br>トマト<br>いちご<br>柑橘<br>タコ<br>アラカブ<br>養殖ワカメ       |
| 口 之 津 町 | 白浜海岸の白砂青松<br>イルカウォッチング<br>早崎海峡<br>富士権現<br>口之津港  | 南蛮船来航の地<br>早崎海岸の洞窟とマリア観音<br>海の資料館・歴史民族資料館<br>白浜海水浴場<br>開田公園<br>口之津公園<br>山田右衛門作遺跡         | マリンフェスタ<br>花火大会<br>水着撮影大会<br>口之津おくんち<br>桜まつり<br>口加ロードレース<br>町内一周駅伝大会           | ばれいしょ<br>トマト<br>山芋うどん<br>アラカブ<br>いちご<br>真鯛<br>うに       |
| 加 津 佐 町 | 白砂青松海岸線<br>岩戸山<br>イルカウォッチング<br>両子岩<br>国指定岩戸山樹叢群 | 前浜海水浴場<br>野田浜海水浴場<br>キリシタン墓碑<br>コレジヨ・セミナリヨ跡<br>オートキャンプ場<br>日本最初の活版印刷機(複製)<br>釣りポイント      | 健康・福祉まつり<br>桜まつり<br>ビーチバレー大会<br>鯛釣り大会<br>温泉神社大祭<br>夢・手づくりふれあい祭<br>孝子祭          | ばれいしょ<br>いちご<br>アスパラガス<br>アラカブ<br>真鯛<br>タコ<br>うに       |

## 7. 産業

産業面では、第1次産業である農業や水産業が盛んです。農業は、ばれいしょなどのいも類や野菜、果実、葉たばこ、畜産など多種多様な農産物が生産されています。土壌や気候などに恵まれているため、様々な種類の農産物の生産が可能です。それだけ特産品の絞込みが難しい状況であるともいえます。

水産業は、沿岸漁業が中心であり、早崎瀬戸周辺の鯛やアラカブ（カサゴ）は高い評価を得ており、関西方面などへ出荷されています。

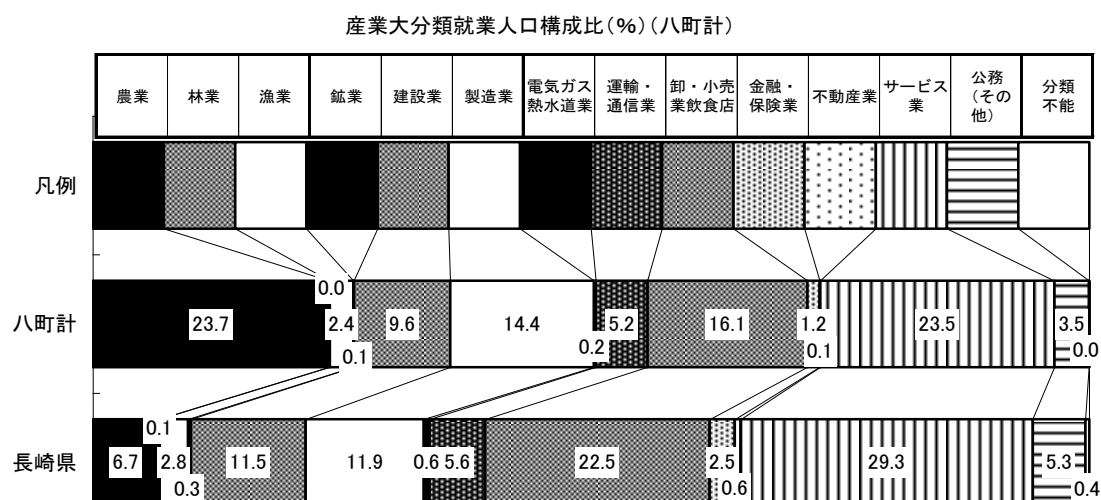
このほか、地域を代表する産業としてそうめん産業があります。古くから手延そうめんづくりの歴史と伝統技術に支えられ、全国第2位の生産高を誇っています。その多くは域外に出荷されてきましたが、近年地元ブランドで販売する動きも出てきています。

### (1) 産業別人口

八町全体の産業別15歳以上就業人口（大分類）についてみると、農業が23.7%で最も多く、サービス業の23.5%を上回る結果となっています。このほか林業や水産業を含めた第1次産業は合計で26.2%となっています。

長崎県平均と比較すると、やはり農業の比率の高さは際立っており、この地域における基幹産業は農業など第1次産業であるといえます。その分、第3次産業の比率は低くなっています。

このほか製造業の比率が県平均と比較してやや高くなっており、地域の特産品であるそうめん産業などの就業者が多い状況がうかがえます。



資料：「国勢調査（平成12年）」（総務省）

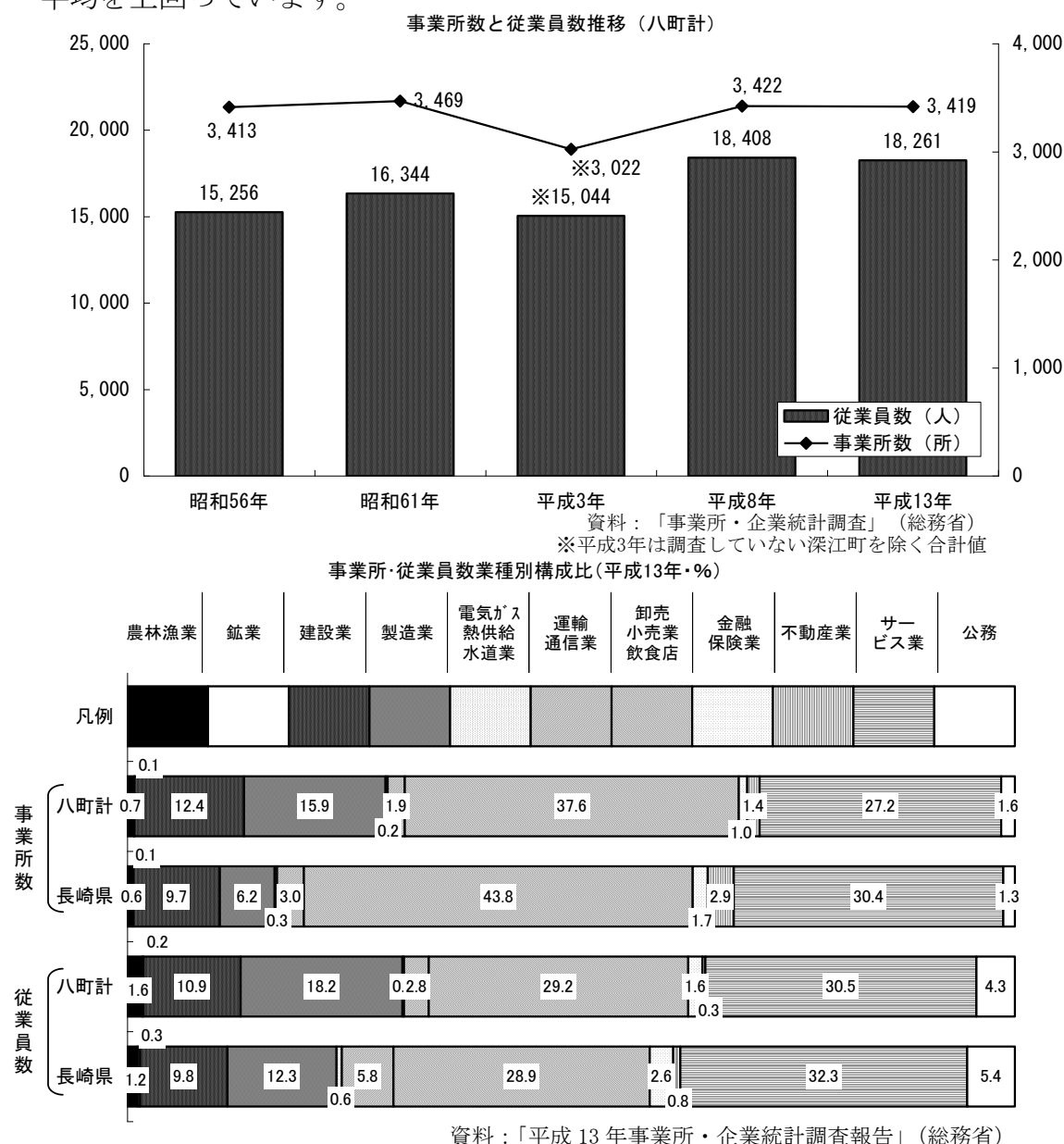


## (2) 事業所数・従業員数

八町全体の事業所数と従業員数についてみると、平成 13 年で事業所数が 3,419 事業所、従業員数が 18,261 人となっています。推移でみると、平成 3 年までは横ばいか増加傾向にありましたが、平成 8 年以降増加し、平成 13 年にはわずかに減少しています。

業種別の事業所数、従業員数の構成比をみると、八町の事業所数で最も多いのは「卸売・小売・飲食店」、次いで「サービス業」となっています。従業員数では「サービス業」が最も多く、次いで「卸売・小売・飲食店」が多くなっています。

長崎県平均と比較すると、八町は事業所数、従業員数とも「製造業」が県平均を上回っています。



### (3) 農林業の状況

新市の主要な産業である農業は、3,000戸余りの販売農家があり、このうち43.5%が専業農家、56.5%が兼業農家です。

経営規模は1ha未満が過半数を占め、0.5ha未満だけで2割近くを占めます。

新市は島原半島北部と比較して平坦地が少ないため、米作より畑作が盛んとなっており、ばれいしょやトマト、果物類などの生産が多くなっています。

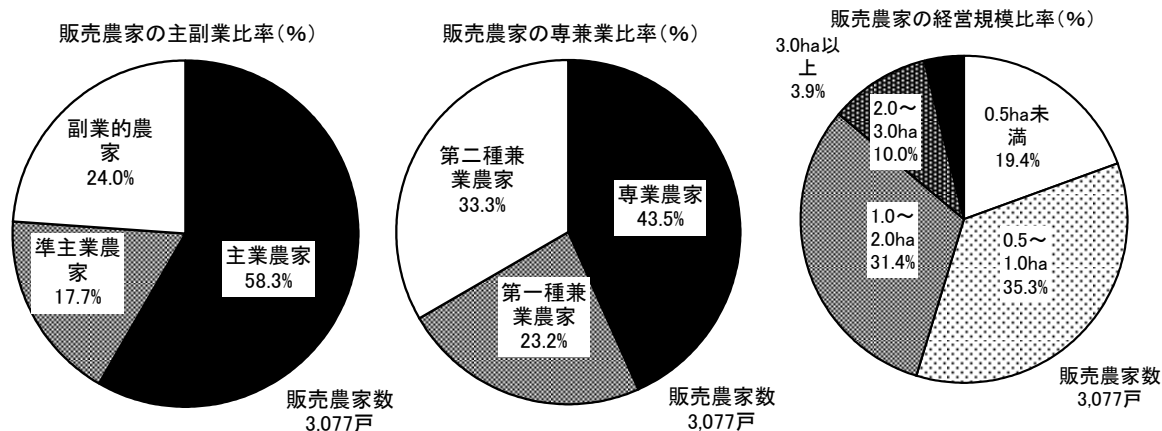
このほか、八町の畜産農家は肉用牛が227戸、飼養頭数9,857頭、乳用牛が80戸、飼養頭数3,886頭、豚が23戸、15,840頭などとなっています。

林業については、八町の土地面積の約1/4を山林が占めており、木材生産、水土保持等多面的機能を発揮させる森林づくりを進めています。

農家数・農家人口等

|      | 総<br>農家数<br>(戸) | 自給的<br>農家<br>(戸) | 販売<br>農家<br>(戸) | 農家<br>人口<br>(人) | 基幹的農業従事者数(人) |                  | 農家以外の<br>農業事業体 | 農業<br>サービス<br>事業体 |
|------|-----------------|------------------|-----------------|-----------------|--------------|------------------|----------------|-------------------|
|      |                 |                  |                 |                 |              | うち65歳未満<br>(人・%) |                |                   |
| 八町計  | 4,111           | 1,034            | 3,077           | 18,432          | 5,971        | 3,896 65.2       | 10             | 18                |
| 深江町  | 404             | 131              | 273             | 2,028           | 636          | 466 73.3         | 1              | 1                 |
| 布津町  | 368             | 91               | 277             | 1,680           | 581          | 388 66.8         | -              | 1                 |
| 有家町  | 677             | 152              | 525             | 3,144           | 1,020        | 659 64.6         | 2              | 4                 |
| 西有家町 | 671             | 200              | 471             | 3,096           | 647          | 381 58.9         | -              | -                 |
| 北有馬町 | 707             | 230              | 477             | 3,021           | 879          | 599 68.1         | -              | 3                 |
| 南有馬町 | 575             | 100              | 475             | 2,489           | 955          | 622 65.1         | 2              | 2                 |
| 口之津町 | 214             | 74               | 140             | 772             | 244          | 121 49.6         | 3              | 1                 |
| 加津佐町 | 495             | 56               | 439             | 2,202           | 1,009        | 660 65.4         | 2              | 6                 |

資料：「2000年世界農林業センサス」（農林水産省）



資料：「2000年世界農林業センサス」（農林水産省）

## 農業産出額

(千万円)

|      | 合計    | 耕種計   | 米   | 麦類 | 豆雑穀類 | いも類 | 野菜  | 果実  | 花き | 農作物<br>工芸 | その他 | 畜産  | 加工<br>農産物 |
|------|-------|-------|-----|----|------|-----|-----|-----|----|-----------|-----|-----|-----------|
| 八町計  | 2,176 | 1,600 | 139 | 0  | 10   | 264 | 750 | 149 | 43 | 231       | 17  | 577 | 0         |
| 深江町  | 373   | 210   | 7   | -  | 1    | 5   | 109 | 14  | 15 | 57        | 1   | 163 | 0         |
| 布津町  | 252   | 199   | 5   | -  | 3    | 8   | 91  | 11  | 3  | 77        | 1   | 53  | 0         |
| 有家町  | 410   | 288   | 21  | 0  | 3    | 22  | 98  | 46  | 9  | 87        | 3   | 121 | 0         |
| 西有家町 | 222   | 153   | 21  | 0  | 1    | 13  | 84  | 25  | 3  | 4         | 1   | 69  | 0         |
| 北有馬町 | 253   | 200   | 28  | -  | 1    | 27  | 118 | 25  | 0  | 1         | 2   | 53  | 0         |
| 南有馬町 | 317   | 281   | 34  | -  | 1    | 58  | 153 | 18  | 13 | 4         | 4   | 38  | 0         |
| 口之津町 | 112   | 81    | 19  | -  | 0    | 31  | 39  | 2   | 0  | 1         | 3   | 31  | 0         |
| 加津佐町 | 237   | 188   | 4   | -  | 0    | 100 | 58  | 8   | 0  | -         | 2   | 49  | 0         |

資料：「平成14年長崎県農林水産統計年報」（長崎県）

※「0」は単位未満で実績のあるもの。「-」は実績が全くないもの。  
 ※単位未満の実績値の関係上、耕種および全体の合計値と、それぞれの項目を足しあわした数値とは必ずしも一致しない。

## 畜産農家戸数と飼養数

(上段：飼養戸数・戸、下段：飼養頭数・頭、ブロイラーは千羽)

|      | 乳用牛         | 肉用牛          | 豚            | 採卵鶏     | ブロイラー     |
|------|-------------|--------------|--------------|---------|-----------|
| 八町計  | 80<br>3,886 | 227<br>9,857 | 23<br>15,840 | 4<br>51 | 16<br>684 |
| 深江町  | 20<br>1,190 | 34<br>4,090  | 4<br>4,240   | 4<br>51 | x<br>x    |
| 布津町  | 6<br>183    | 16<br>312    | 6<br>3,640   | x<br>x  | x<br>x    |
| 有家町  | 13<br>1,020 | 23<br>707    | x<br>x       | x<br>x  | 5<br>367  |
| 西有家町 | 11<br>462   | 32<br>374    | 6<br>3,480   | -       | 5<br>221  |
| 北有馬町 | 12<br>376   | 73<br>1,530  | x<br>x       | -       | -         |
| 南有馬町 | 15<br>602   | 28<br>181    | 3<br>1,060   | -       | -         |
| 口之津町 | x<br>x      | 6<br>53      | x<br>x       | -       | x<br>x    |
| 加津佐町 | 3<br>53     | 15<br>2,610  | 4<br>3,420   | -       | 6<br>96   |

資料：「主要家畜市町村別統計（平成15年2月1日現在）」（農林水産省）

※「x」は数値を公表していないもの。八町合計は「x」を除いた値。

#### (4) 水産業の状況

水産業は農業と並び、地域の主要産業となっています。八町全てが海に面しており、北有馬町を除く全ての町に漁協がありますが、南有馬、口之津、加津佐漁協は、合併して島原半島南部漁協となっています。

個人経営体数は八町で 532 世帯、漁業就業者数は 900 人近くとなっています。

近年は有明海の魚介類の減少などで厳しい状況になりつつありますが、各町では様々な漁業が行われており、八町の漁獲量合計は 3,300 トン余りで、イカ類、タコ類、タイ類など多くの種類の魚介類が水揚げされています。

1 経営体あたりの漁獲金額は各町とも県平均を下回っています。

海面漁業経営状況等

|         | 漁業世帯数（世帯）       |                 |     | 漁業<br>就業者<br>数 | 漁船隻数（隻）    |                 |           | 漁業関連施設数 |                 |           |          |     | 過去1年間の延べ<br>遊漁者数（百人） |     |          |
|---------|-----------------|-----------------|-----|----------------|------------|-----------------|-----------|---------|-----------------|-----------|----------|-----|----------------------|-----|----------|
|         | 個人<br>漁業<br>経営体 | 漁業<br>従事者<br>世帯 |     |                | 無動力<br>船隻数 | 船外<br>機付<br>船隻数 | 動力船<br>隻数 | 魚市場     | 冷凍<br>冷蔵<br>工場数 | 水産加工場数    |          |     |                      | 釣り  | 潮干<br>狩り |
|         |                 |                 |     |                |            |                 |           |         |                 | 塩蔵<br>乾製品 | ねり<br>製品 | その他 |                      |     |          |
| 八町計     | 641             | 532             | 109 | 889            | 7          | 166             | 581       | 6       | 17              | 1         | 8        | 1   | 572                  | 519 | 53       |
| 深 江 町   | 56              | 47              | 9   | 87             | -          | 2               | 67        | -       | 4               | -         | 1        | -   | 22                   | 22  | -        |
| 布 津 町   | 109             | 83              | 26  | 170            | -          | 64              | 98        | -       | 1               | -         | -        | -   | 79                   | 69  | 10       |
| 有 家 町   | 93              | 69              | 24  | 122            | 7          | 38              | 67        | 1       | 1               | -         | 3        | -   | 63                   | 60  | 3        |
| 西 有 家 町 | 127             | 92              | 35  | 174            | -          | 12              | 90        | 1       | 5               | 1         | 2        | 1   | -                    | -   | -        |
| 南 有 馬 町 | 65              | 61              | 4   | 98             | -          | 8               | 81        | 2       | 2               | -         | 1        | -   | 95                   | 55  | 40       |
| 口 之 津 町 | 106             | 101             | 5   | 126            | -          | 31              | 101       | 1       | 3               | -         | -        | -   | 184                  | 184 | -        |
| 加 津 佐 町 | 85              | 79              | 6   | 112            | -          | 11              | 77        | 1       | 1               | -         | 1        | -   | 129                  | 129 | -        |

資料：「第10次漁業センサス」「平成12年海面漁業統計」（農林水産業）  
※北有馬町は実績がないため表から除外した。

## (5) 商業の状況

八町全体の商業の状況は、事業所数が 1,021 店、そのうち小売業が 885 店です。

このほか、従業者は 4,400 人あまり、年間販売額は約 734 億円、小売業売場面積は 66,522 m<sup>2</sup>となっています。

平成 11 年からは事業所数、従業者数、年間販売額とも減少傾向にありますが、小売業売場面積は増加しています。

業種別には、卸売業は「農畜産物・水産物卸売業」や「食料・飲料卸売業」、小売業は「飲食料品小売業」や「酒小売業」などが多くなっています。

| 商業の状況 ( ) 内は小売業：うち数 |                |                |               |                  |                  |              |                    |                    |                   |                           |           |        |
|---------------------|----------------|----------------|---------------|------------------|------------------|--------------|--------------------|--------------------|-------------------|---------------------------|-----------|--------|
|                     | 事業所数 (所)       |                |               | 従業者数 (人)         |                  |              | 年間商品販売額 (百万円)      |                    |                   | 小売業売場面積 (m <sup>2</sup> ) |           |        |
|                     | 平成<br>11年      | 平成<br>14年      | 増減            | 平成<br>11年        | 平成<br>14年        | 増減           | 平成<br>11年          | 平成<br>14年          | 増減                | 平成<br>11年                 | 平成<br>14年 | 増減     |
| 八町計                 | 1,135<br>(984) | 1,021<br>(885) | -114<br>(-99) | 4,633<br>(3,497) | 4,417<br>(3,531) | -216<br>(34) | 77,711<br>(44,862) | 73,375<br>(43,387) | -4,336<br>(-1475) | 62,419                    | 66,522    | 4,103  |
| 深江町                 | 154<br>(129)   | 142<br>(126)   | -12<br>(-3)   | 596<br>(488)     | 591<br>(506)     | -5<br>(18)   | 12,151<br>(6,825)  | 12,566<br>(6,765)  | 415<br>(-60)      | 6,328                     | 8,969     | 2,641  |
| 布津町                 | 94<br>(73)     | 84<br>(66)     | -10<br>(-7)   | 334<br>(202)     | 290<br>(203)     | -44<br>(1)   | 5,517<br>(2,138)   | 5,124<br>(2,207)   | -393<br>(69)      | 2,896                     | 2,566     | -330   |
| 有家町                 | 189<br>(168)   | 183<br>(155)   | -6<br>(-13)   | 980<br>(748)     | 908<br>(721)     | -72<br>(-27) | 16,714<br>(11,215) | 16,320<br>(10,829) | -394<br>(-387)    | 17,967                    | 18,014    | 47     |
| 西有家町                | 183<br>(158)   | 150<br>(131)   | -33<br>(-27)  | 566<br>(440)     | 468<br>(376)     | -98<br>(-64) | 9,555<br>(4,948)   | 7,942<br>(4,096)   | -1,613<br>(-852)  | 7,454                     | 5,720     | -1,734 |
| 北有馬町                | 73<br>(69)     | 71<br>(66)     | -2<br>(-3)    | 263<br>(239)     | 340<br>(292)     | 77<br>(53)   | 5,857<br>(3,125)   | 5,887<br>(3,369)   | 29<br>(244)       | 3,392                     | 6,136     | 2,744  |
| 南有馬町                | 134<br>(121)   | 110<br>(99)    | -24<br>(-22)  | 482<br>(342)     | 420<br>(310)     | -62<br>(-32) | 7,247<br>(3,886)   | 6,927<br>(3,953)   | -320<br>(67)      | 5,922                     | 4,796     | -1,126 |
| 口之津町                | 144<br>(127)   | 132<br>(117)   | -12<br>(-10)  | 672<br>(555)     | 711<br>(623)     | 39<br>(68)   | 9,469<br>(7,209)   | 8,966<br>(7,005)   | -504<br>(-204)    | 9,557                     | 10,230    | 673    |
| 加津佐町                | 164<br>(139)   | 149<br>(125)   | -15<br>(-14)  | 740<br>(483)     | 689<br>(500)     | -51<br>(17)  | 11,201<br>(5,516)  | 9,644<br>(5,164)   | -1,557<br>(-352)  | 8,903                     | 10,091    | 1,188  |

資料：「商業統計調査」(経済産業省)

※売場面積以外は卸売・小売業合計値・( ) 内は小売業のみ数値

## (6) 製造業の状況

八町全体の製造業の状況は、事業所（従業員4人以上）は307事業所、従業者は2,498人、出荷額等は約404億円となっています。業種別には、そうめん代表される食料品製造業が多くなっています。

製造業の状況（従業員4人以上の事業所）

|      | 事業所数 | 従業者数  | 製造品<br>出荷額等<br>(万円) |
|------|------|-------|---------------------|
| 八町計  | 307  | 2,498 | 4,043,010           |
| 深江町  | 15   | 239   | 220,731             |
| 布津町  | 15   | 150   | 165,604             |
| 有家町  | 120  | 677   | 342,362             |
| 西有家町 | 123  | 928   | 829,795             |
| 北有馬町 | 6    | 57    | 23,504              |
| 南有馬町 | 14   | 151   | 95,618              |
| 口之津町 | 8    | 211   | 2,322,025           |
| 加津佐町 | 6    | 85    | 43,371              |

資料：「平成14年工業統計調査」（経済産業省）  
（長崎県・結果）

製造業の事業所数（従業員4人以上・所在のある業種のみ）

|      | 総<br>数 | 食<br>料<br>品<br>製<br>造<br>業 | 飼<br>料<br>製<br>造<br>業<br>・<br>た<br>ば<br>こ<br>・<br>製<br>煙<br>業 | 織<br>維<br>工<br>業 | 織<br>衣<br>服<br>・<br>製<br>靴<br>業<br>・<br>製<br>革<br>業<br>・<br>製<br>毛<br>織<br>品<br>・<br>製<br>毛<br>織<br>品<br>の<br>他 | 造<br>木<br>業<br>・<br>木<br>製<br>品<br>製<br>造<br>業 | 造<br>家<br>具<br>・<br>装<br>備<br>品<br>製<br>造<br>業 | 印<br>刷<br>・<br>同<br>関<br>連<br>業 | ゴ<br>ム<br>製<br>品<br>製<br>造<br>業 | 製<br>窯<br>業<br>・<br>土<br>石<br>製<br>品<br>製<br>造<br>業 | 金<br>属<br>製<br>品<br>製<br>造<br>業 | 造<br>一<br>般<br>機<br>械<br>器<br>具<br>製<br>造<br>業 | 造<br>電<br>機<br>機<br>械<br>器<br>具<br>製<br>造<br>業 | 電<br>子<br>部<br>品<br>・<br>電<br>子<br>製<br>造<br>業<br>・<br>デ<br>バ<br>イ<br>ス | 製<br>輸<br>送<br>用<br>機<br>械<br>器<br>具<br>製<br>造<br>業 | そ<br>の<br>他<br>の<br>製<br>造<br>業 |
|------|--------|----------------------------|---------------------------------------------------------------|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------------------------|---------------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|---------------------------------|
| 八町計  | 307    | 256                        | 2                                                             | 1                | 18                                                                                                              | 2                                              | 1                                              | 3                               | 1                               | 11                                                  | 4                               | 3                                              | 1                                              | 1                                                                       | 2                                                   | 1                               |
| 深江町  | 15     | 7                          | -                                                             | -                | 3                                                                                                               | -                                              | -                                              | -                               | -                               | 5                                                   | -                               | -                                              | -                                              | -                                                                       | -                                                   | -                               |
| 布津町  | 15     | 10                         | -                                                             | -                | 3                                                                                                               | -                                              | -                                              | -                               | 1                               | -                                                   | -                               | 1                                              | -                                              | -                                                                       | -                                                   | -                               |
| 有家町  | 120    | 111                        | 2                                                             | -                | 3                                                                                                               | -                                              | 1                                              | 2                               | -                               | 1                                                   | -                               | -                                              | -                                              | -                                                                       | -                                                   | -                               |
| 西有家町 | 123    | 109                        | -                                                             | 1                | 6                                                                                                               | 2                                              | -                                              | -                               | -                               | 1                                                   | 1                               | 1                                              | -                                              | -                                                                       | 2                                                   | -                               |
| 北有馬町 | 6      | 4                          | -                                                             | -                | 1                                                                                                               | -                                              | -                                              | -                               | -                               | 1                                                   | -                               | -                                              | -                                              | -                                                                       | -                                                   | -                               |
| 南有馬町 | 14     | 12                         | -                                                             | -                | 1                                                                                                               | -                                              | -                                              | -                               | -                               | 1                                                   | -                               | -                                              | -                                              | -                                                                       | -                                                   | -                               |
| 口之津町 | 8      | 2                          | -                                                             | -                | -                                                                                                               | -                                              | -                                              | -                               | -                               | -                                                   | 3                               | 1                                              | 1                                              | 1                                                                       | -                                                   | -                               |
| 加津佐町 | 6      | 1                          | -                                                             | -                | 1                                                                                                               | -                                              | -                                              | 1                               | -                               | 2                                                   | -                               | -                                              | -                                              | -                                                                       | -                                                   | 1                               |

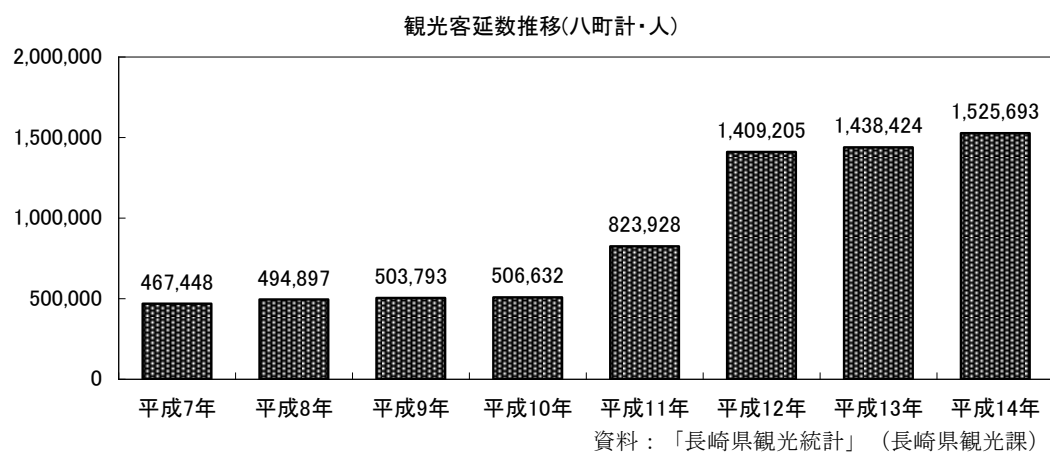
資料：「平成14年工業統計調査」（経済産業省）

## (7) 観光の状況

八町全体の観光入込数は、平成14年で延べ1,525,693人にのぼっており、平成11年以降増加を続けています。特に、平成10年と比較すると100万人以上の増加となっており、平成11年以降の新たな施設のオープンなどによって大幅に増加したものと推測されます。

島原半島その他地域の観光入込数が伸び悩んでいることから、八町の相対的な割合は高まっています。

平成14年の八町の観光客の内訳は、日帰り・宿泊比率は日帰りが9割以上となっており、ほぼ日帰り観光地域であるといえます。県内・県外比率は県内観光客が6割近くを占めています。



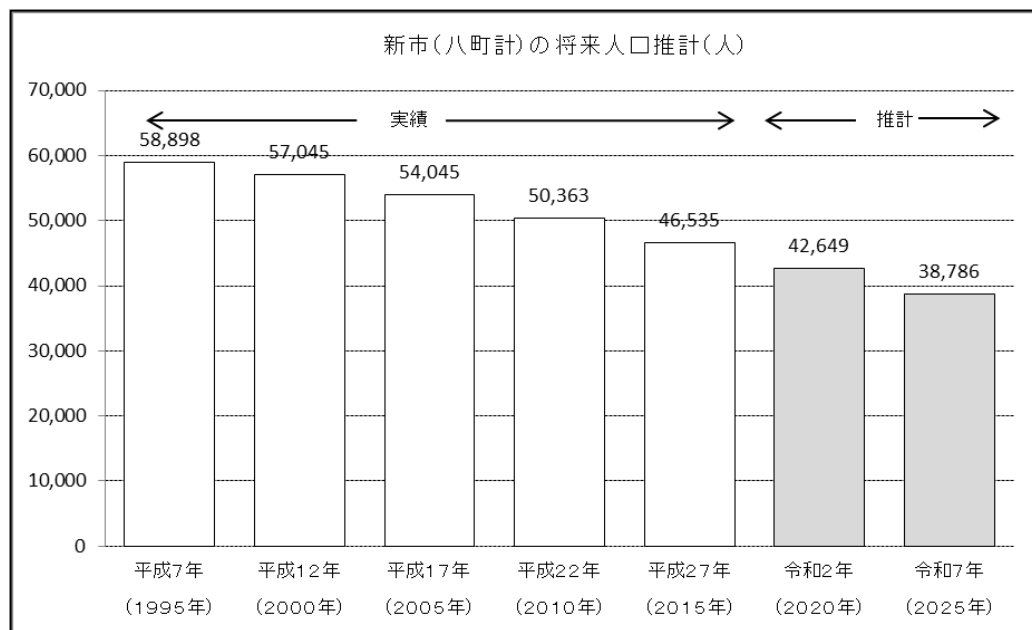




## 第3章 将来人口の見通し

### 1. 総人口

令和7年（2025年）までの人口を、平成27年（2015年）の国勢調査による男女各歳人口をもとに「コーホート要因法」によって求めました。



※実績値は「国勢調査（各年）」（総務省）

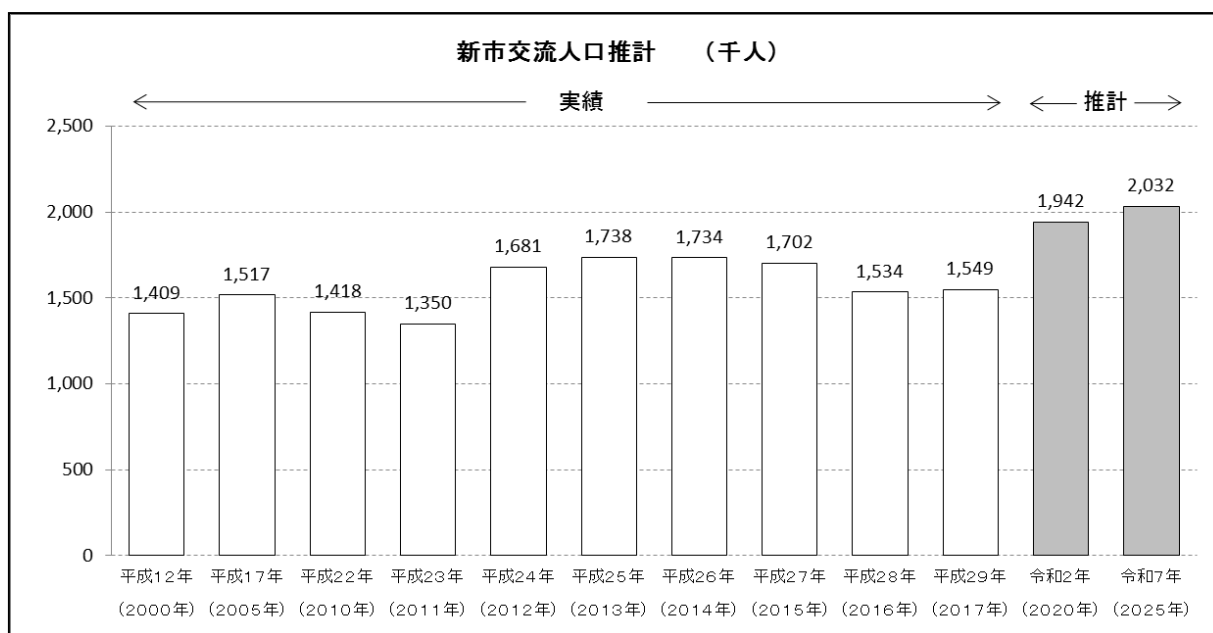
※コーホート要因法（cohort component method）とは、基準年次の男女別年齢別人口を出発点とし、これに仮定された男女年齢別生残率、男女年齢別社会人口移動率、女子の年齢別出生率および出生性比を適用して将来人口を求める方法です。

将来人口の予測についてみると、令和7年（2025年）で38,786人と平成17年（2005年）より15,259人の減少となります。全国的に今後は人口の減少は避けられない状況の中、特に、新市の人口減少の要因としては、少子化や若年層の域外流出による影響が大きいと考えられます。

しかし、この数値は、合併前の構成町の年齢別構成から算出された推計値であり、合併を機に、人口流出防止などの政策的な取り組みによって人口減少の抑制を図っていかねばなりません。

## 2. 交流人口

交流人口そのものを推計することは困難であるため、令和 7 年（2025 年）までの交流人口（観光客延数）を、平成 23 年（2011）から平成 27 年（2015）の観光客延数の推移をもとに回帰分析（線形：対数）によって求めました。



※ 回帰分析とは過去の推移の平均値をもとに将来の変化を予測するもので、実績対象期間の変化率が今後も続くという前提で計算されます。推計にあたっては誤差が最も少ない対数式を選択しています。

※ 本市の観光客数は平成 23 年度より増加に転じ、熊本地震により観光客数が減少した平成 28 年、29 年の 2 年間を除けば安定的な推移をみせていることから、平成 23 年～平成 27 年の変化率から推計しました。

交流人口の予測についてみると、令和 7 年（2025 年）で約 203 万人と平成 17 年（2005 年）と比較すると約 52 万人の増加が見込まれます。

観光客の増加による交流人口の拡大は、都市と地域との関係強化や地域経済の活性化など大きな効果をもたらします。このため、特に新市においては観光の振興に大きく力を注いでいくことが重要です。

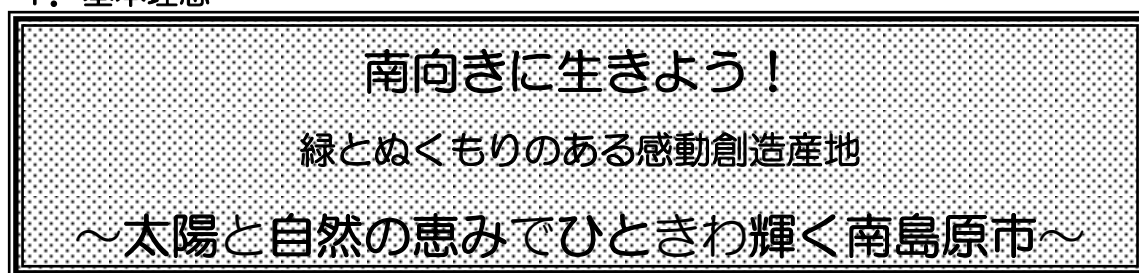
積極的な情報発信や新たな魅力づくりなど、観光振興や交流事業などの取り組みを強化することで、合併 20 年後の交流人口については、年間で約 200 万人と見込まれます。

## 第4章 新市建設計画の基本方針

新市のまちづくりは、施策の分野ごとに指針や目標を定めて進めていく必要がありますが、これらを統一する基本理念や新市の将来像を定めることが重要です。

新市建設計画では、地域の実情や住民の声などをもとに、新市のまちづくりを進める際の基本理念と将来像を以下のようにまとめました。

### 1. 基本理念



#### ＜基本理念の背景＞

雲仙地域八町は、いずれも雲仙山麓の南～南東斜面に位置する太陽の光に恵まれた明るい地域です。これは他地域に望むべくもない、たいへんな優位点と言えます。

「南」という言葉から連想されるイメージは、太陽、光、温暖等に始まり、それらは「緑」の大地、青い海へとつながり、さらには、健康、快適といったところまで広がります。

全国的に農産物や水産物などの「産地」間競争の激化が予想される中、「南向き」の「太陽」を強調した地域戦略は、地域イメージの向上だけでなく農水産物などの安全性、安心性を大いにアピールし、他地域に対し、大きな優位点を持つことになります。

一方で、「南向きに生きる」という表現は、その語感から「前向きに生きる」ことを連想させるものであり、人生を積極的に生きようとする姿勢を感じさせます。さらにまた、「自然」に抱かれて、健やかに、伸びやかに「ひと」の「ぬくもり」を感じながら暮らしていくという、人間らしい生き方も強く感じさせるものです。

新市が目指すまちづくりは、正にこういう世界です。すなわち、降り注ぐ「太陽」の光と豊かな「自然」がもたらす「恵み」を活かし、さらに、魅力あふれる地域情報を内外に発信することによって人々の交流を拡大し、「感動」と人々の「輝き」を共有しようとするものであり、それは極めて前向きな姿勢です。

この前向きな基本理念をもとに、地域情報の発信や新たな魅力づくりへの取組みを強化し、新市の明るい将来像を描いていきます。

## 2. 新市の将来像

基本理念をもとに、新市の目指すべき方向性と市民が地域に夢と誇りを持つことができる地域づくりのために、以下の4つの新市将来像を定めます。

### (1) 地域力を活かして自立するまち

新市は、若年層などの域外への流出傾向が続いており、中高生などは将来的な居住意向もそれほど高くはない状況です。

最大の要因は働く場が不足していることであり、雇用の場の確保につながる産業振興策によって人口流出を抑制し、地域の活性化も実現されます。

これまでの企業や工場等の誘致による雇用機会の拡大施策も必要ですが、厳しい社会情勢を背景として、全国的に企業等の進出に頼った産業振興策だけでは見通しが立たない状況であるため、今後はいかに「地域資源を活かした産業の活性化」を図るかが重要になります。この地域は人、自然、歴史文化など恵まれた財産を多数有しており、これら地域力を活かす取組みを強化します。

特にこの地域の場合は、例えば、南蛮文化やキリシタン文化などの歴史風土を初めとして、既に様々な魅力を有しているにも関わらず対外的なアピール面において十分でない状況もみられるため、「積極的に地域情報を発信するための戦略的な取組み」も必要といえます。

地域力の強化と情報発信により、域外の人々との交流事業を積極的に推進し、しなやかにたくましく自立する地域づくりを目指します。

### (2) 豊かな自然と共生する調和した「まち」と「いなか」

新市は、雲仙天草国立公園にも含まれ、豊かな緑や美しい海岸線に囲まれながら人々は自然とともに暮らしてきました。住民アンケートでも若年層を中心に豊かな自然をこれからも大切にしていけることが強く求められています。

自然環境は、市民や訪れる人たちの心と体の健康づくりや住みよい環境づくり、良質で安全な農水産物の生産など、人々の暮らしに深く関わっています。

市民の生活利便性を高める「まちづくり」とともに、いたずらに都市化だけを目指すのではなく、地域の最大の財産であり地域文化の源でもある自然の価値や生態系を保全する、この地域ならではの、この地域だけが可能な、太陽と自然に抱かれた明るく豊かで魅力的な「個性のあるいなかづくり」を推進します。

### (3) 健康的で安全な「食」の産地

新市は、「1 億人のいぶくろ」とも言われる島原半島にあつて、その恵まれた地理的特性を活かし、降り注ぐ太陽のもと肥沃な大地に育つ様々な種類の農産物や有明海の水産物など、主要産業である農林水産業は豊富な生産物を供給してきました。また、古くから歴史と伝統技術に育まれてきたそうめんも全国的に知られており、農水産物とともに食材については様々な特産品が生み出されています。

一方で消費者の「食」への関心は高まる一方でであり、食材選びもより厳しい目が向けられるようになっていくと同時に、産地表示の義務化により、いかにして地域の食材をアピールしていくかが重要な課題となっています。

今後は産地間競争がより激しくなることも予想され、様々な「地域ブランド」の食材が流通することも予想されますが、新市においても農水産物、そうめんなどのブランド化の推進とともに、「安全・安心で健康的な食材の産地化」を推進し、付加価値を高めながら競争力や販売力を強化することが求められます。

### (4) 市民と行政の協働<sup>※</sup>でつくるまち

新市は、八町が合併して誕生しますが、様々な面で合併の効果を最大限に引き出すための行政の効率化等が求められます。住民アンケートにおいても行政運営の効率化や住民意向の反映などが強く求められており、合併の大きな効果として期待されています。

地方分権が進む中で迎える今回の合併は、行財政基盤の強化と効率的な行政運営、そして市民と行政との役割分担を進めながら連携を深めていくことが重要な課題であり、市民と行政の協働による地域づくりを進めることが求められます。

新市の行政機構への市民の関心度、注目度は高い状況にあり、まちづくりや福祉などあらゆる分野において、各地域の実情や住民の声を踏まえつつ、常に市民を意識した計画づくりや行政運営を推進すると同時に、職員の意識改革や資質の向上を図ることが重要です。

※協働とは、同じ目的のためにお互いに深く機能し合いながら力を合わせるということ。それぞれの主体が、互いの特性や社会的役割を尊重し、対等かつ自由な立場で、共通の目的を持って力をあわせていくことを表しています。

### 3. 施策の基本方針

基本理念とそこから導かれる新市の将来像をもとに、それらを実現する施策の展開を図る上で、分野ごとに以下の6つの施策の基本方針を掲げます。

#### (1) 魅せよう個性！理解を深める地域情報の発信と内外交流の拡大

##### ＜交流拡大＞

広域にわたる新市の住民間はもとより、近隣地域など国内各地域との人や物、情報の交流を深めるとともに、国際的な視野を広げるための交流機会の拡大など、新しい出会いや発見を生み出すための交流促進策を推進します。

#### (2) 活かそう地域力！自立する産業の育成と雇用の確保

##### ＜産業振興＞

企業誘致等の産業振興はもちろん、新たな雇用を生み出す産業を創造、育成していくために、地域の資源を活かしながら、産業面における幅広い分野での積極的な振興策を推進します。

#### (3) 守ろう環境！自然と共生する明るく快適な暮らし

##### ＜生活環境・基盤整備＞

海に囲まれ、緑の中で暮らす地域の人々が、自然と共に安心して心豊かに生活するために、良好な住環境の整備や市民生活の利便性を向上させる生活環境の整備など、市民生活の安全性や快適性を向上する施策を推進します。

#### (4) 支えよう元気！心と体の健康づくりと安心の福祉

##### ＜保健・医療・福祉＞

保健・医療・福祉施策について、各町で現在取り組まれているものでよいものは全市的に広め、発展的に継承しながらさらに充実を図り、乳幼児から高齢者まで全ての人の健康で心豊かな暮らしを実現するための施策を推進します。

#### (5) 育もう人間力！次代を担う人材の育成と地域文化の振興

##### ＜教育・歴史文化＞

新市の明日を切り開く人材育成に力を注ぎ、地域に活力を与え新しい文化を築いていくための教育施策を推進するとともに、この地域固有のキリシタン文化や各地域で受け継がれてきた伝統文化を大切に守り、まちづくりに幅広く活用します。

#### (6) 競おうアイデア！市民とともにつくるこれからのまちづくり

##### ＜行政運営・まちづくり＞

市民がまちづくりや行政運営に積極的に参画できるよう市民活動を支援する施策を推進するとともに、効率的で効果的な行政サービスを提供するための体制を強化します。

## 第5章 新市の主要施策

### 【施策の体系】

#### 【基本理念】

南向きに生きよう！  
緑とぬくもりのある感動創造産地  
～太陽と自然の恵みでひとときわ輝く南島原市～

#### 【新市の将来像】

☆ 地 域 力 を 活 か し て 自 立 す る ま ち ☆  
☆ 豊かな自然と共生する調和した「まち」と「いなか」☆  
☆ 健 康 的 で 安 全 な 「 食 」 の 産 地 ☆  
☆ 市 民 と 行 政 の 協 働 で つ く る ま ち ☆

### 【施策の構成】

#### 1. 魅せよう個性！理解を深める地域情報の発信と内外交流の拡大

- (1) 内外に魅力をアピールする「地域情報の発信」
- (2) 多くの人を呼び産業を活性化する「観光振興策の推進」
- (3) 住民の一体感を醸成する「市民交流の拡大」
- (4) 相互の理解と連携を深める「地域間交流の拡大」
- (5) 視野を広げ国際色豊かな地域をつくる「国際交流の拡大」
- (6) 交流範囲を広くする「基盤整備の推進」

#### 2. 活かそう地域力！自立する産業の育成と雇用の確保

- (1) 太陽と大地の恵みを育て価値を高める「農林業の振興」
- (2) 良質な資源を活かし次代へ育てる「水産業の振興」
- (3) 地域の連携を深め新たな価値を生み出す「商工業の振興」
- (4) 雇用を広げる「地域産業の活性化と新産業の育成」
- (5) 「食の宝庫」の付加価値を高める「産地化の推進」

#### 3. 守ろう環境！自然と共生する明るく快適な暮らし

- (1) 自然の生態系の中に生きる「循環型地域社会の構築」
- (2) 市民の利便性を高める快適な「生活環境の整備」
- (3) 暮らしやすさを高める「安心で安全なまちづくりの推進」
- (4) 豊かな自然と美しい景観を活かす「個性豊かないなかづくり」

#### 4. 支えよう元気！心と体の健康づくりと安心の福祉

- (1) 人々の健やかな暮らしを支える「保健体制の充実」
- (2) 地域医療機関との連携を深める「医療サービスの充実」
- (3) 喜びに満ちた充実の暮らしで元気を育む「高齢者福祉の推進」
- (4) 全ての人が心豊かに安心して暮らすための「社会福祉の充実」
- (5) 思いやりとやさしさで「ともに支え合う地域社会の実現」

#### 5. 育もう人間力！次代を担う人材の育成と地域文化の振興

- (1) 地域とともに取り組む「子育て支援策の充実」
- (2) 地域の将来を担う「青少年教育の充実」
- (3) 全ての人が気軽に参加できる「生涯学習・生涯スポーツの推進」
- (4) 固有の歴史風土を受け継ぎ活かす「地域文化と芸術の振興」
- (5) 次代の地域づくりをリードする「まちづくり人材の育成・支援」

#### 6. 競おうアイデア！市民とともに作るこれからのまちづくり

- (1) 市民と行政が協働する「まちづくり体制の確立」
- (2) 効果的な計画立案と施策遂行を実現する「行財政運営の効率化」
- (3) 地域格差のないサービスを提供する「電子自治体の推進」
- (4) 理解と連携を深める「人権尊重・男女共同参画社会づくり」

## 1. 魅せよう個性！ 理解を深める地域情報の発信と内外交流の拡大

新市は、美しい自然環境の中で人々が穏やかに暮らし、農産物や水産物、そうめん代表される数々の特産品にも恵まれながら、比較的豊かな地域社会を構築してきました。しかし、今までの取り組みだけでは、急激な社会環境の変化や産地間競争の激化など厳しい状況の中で勝ち抜いていくことは困難な状況です。これからは積極的に地域の魅力を内外に発信し、人や情報の交流を拡大していくことが重要です。

新市は、島原半島の中でも認知度や観光入込などの面でこれまで他地域に先行を許してきましたが、積極的な情報発信や人と人との交流を拡大する取り組みを強化することで、島原半島の新たな魅力あふれるエリアとして注目を高めることが可能となります。

新市を1つの地域ブランドとして確立し、基本理念に示される前向きで明るいイメージを戦略的に構築、発信することで、「九州に南島原市あり」という姿勢を強く打ち出しながらその魅力を内外に大きくアピールし、観光面や産業振興など地域の活性化に結び付けます。

新市には農産物やそうめんをはじめ固有のキリシタン文化など魅力あふれる財産に恵まれています。これらは他地域にはない大きな強みであり、次代の新しい魅力づくりに活かしながら積極的に情報発信し、交流を拡大します。

そのために、人と人、地域と地域の相互理解を深めるための交流事業を積極的に推進し、地域の活性化に結び付けます。また、人の交流に止まらず、情報の交流や物流など様々な交流についても拡大します。

市民の身近な交流から、産業振興につながる広域的な交流まで、様々な交流事業の拡大を図るために、これを支える交通基盤や情報基盤の整備を積極的に推進します。

これらの背景をもとに、交流に関する施策の構成を以下のように分類します。

### 主要施策の構成

|                                |
|--------------------------------|
| (1) 内外に魅力をアピールする「地域情報の発信」      |
| (2) 多くの人を呼び産業を活性化する「観光振興策の推進」  |
| (3) 住民の一体感を醸成する「市民交流の拡大」       |
| (4) 相互の理解と連携を深める「地域間交流の拡大」     |
| (5) 視野を広げ国際色豊かな地域をつくる「国際交流の拡大」 |
| (6) 交流範囲を広くする「基盤整備の推進」         |



## （１）内外に魅力をアピールする「地域情報の発信」

新市は、豊かな自然や良質な農水産物をはじめ、国内の他地域では得がたい、貴重な南蛮文化、キリシタン文化など魅力あふれる資源に恵まれています。しかし、これらの資源も域外の人へのアピールは十分とは言えず、産地化や特産品化、観光客の誘引などの面で大きな力を発揮するまでには至っていません。

激しさを増す地域間競争の中で、これまでの取組みだけでは勝ち残ることが困難な時代です。今後は、いかに情報を発信し、イメージ戦略をうまく展開するかが大きな鍵を握ることとなります。

すなわち、新市の魅力を他のどの地域よりも注目されるものとするを、常に戦略的に考えていくことが重要です。特に、新市の場合は、同じ島原半島の他の地域と比較して知名度の点でやや劣っている面もあるため、より積極的な情報の発信が必要といえます。

地域情報を戦略的に発信し、多くの人に新市の魅力を知ってもらうことで、交流の拡大や産業の活性化など、分野を超えた大きな効果が期待できます。

インターネットによる情報発信はもちろん、テレビや新聞の取材の積極的な受入・活用など、多面的な媒体を活用した効率的で効果的な地域情報の発信を推進し、新市の知名度向上と魅力的な地域イメージの確立を図ります。

### ＜新市発足を機とした重点施策＞

#### ○新しい地域イメージづくりの強化

新市の情報を発信する際に、より魅力的で話題性の高い地域イメージを発信することで、全国的に注目度が高まり、観光客の増加や特産品販売などの面で大きな効果が期待されます。地域イメージをいかに打出していくかが今後ますます重要となることから、戦略的に地域イメージを構築して内外に発信する情報センター機能を強化します。

#### ＜主な事業例＞

|                  |                                                                                                                                                  |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新市情報発信<br>強化事業   | 新市の地域情報やイメージ戦略を内外に向け積極的に発信する情報センター機能を強化します。福岡など大都市圏での新聞広告、記事情報の発信、テレビなど取材の積極的な受入を推進します。また、新市の観光PR活動や産業振興策など分野を超えた連携を深めながら地域を売り込むための戦略を立案します。     |
| アンテナショップ<br>設置事業 | 大都市、特に新市から最も近い福岡市などにアンテナショップを設置し、特産品の販売や観光客誘致のための地域情報を発信します。また、新しい特産品の開発とその試験販売に取り組むとともに、大都市住民の嗜好性などを把握し、開発や生産の現場へ活かし、ニーズに合わせた効率的な生産体制の確立を支援します。 |

## (2) 多くの人を呼び、産業を活性化する「観光振興策の推進」

新市の観光入込客は、平成 12 年以降新たな施設等の開設などにより急激に増加しましたが、半島最大の観光地である島原市や雲仙・小浜などからの観光客の誘引も十分ではない状況です。

新市においては、観光入込数を一層増加させていくため、観光ニーズの変化を確実に捉え、時代のニーズに対応した観光振興の取組みを強化する必要があります。

観光は、都市と地域が直接交流する機会をつくり出すものであり、地域の活性化に大きな効果をもたらします。新市では、観光振興策の充実や地域の魅力を高める施策を積極的に推進します。

新市には美しい自然景観やキリシタン史跡など歴史的に価値の高い資源も数多く点在しており、自然公園や史跡等の文化財などの周辺整備を進めるとともに施設や設備の充実によって拠点性を高め、それら市内の観光拠点を結ぶ観光ルートづくりを行います。

さらに、より多くの観光客を誘致し満足度を高めるために、関係団体等と連携を図りながら、宿泊や飲食など観光産業の活性化を図るとともに、商工業や農林水産業など産業間連携による総合的な観光サービスの充実を推進します。

また、これまでの観るだけの観光から、体験する観光へと観光客の嗜好が変化してきていることから、時代に応じた観光客のニーズを満たす取組みを強化することが重要です。新市においては、既にイルカウォッチングや農業体験など一部で体験型観光に取り組んでいますが、さらに地域の魅力を体感する観光メニューを充実します。

こうした観光拠点の整備、様々な観光メニューの開発とともに、関連団体と連携しながら、旅行会社や全国の教育機関に対する修学旅行誘致など、新市観光を P R する営業体制の充実も図ります。

### ＜新市発足を機とした重点施策＞

#### ①時代のニーズに対応した観光振興策の推進

観光の形態は大きく変わりつつあり、長引く不況による企業の社員旅行等の減少も影響し、旅の主役は大口の団体客から、家族連れや仲間内など少人数グループの個人旅行中心へと変化しています。雲仙・小浜温泉などは規模の大きな宿泊施設が中心となっていることから、新市がこうした観光ニーズに対応した取組みを強化することで、島原半島における新しい観光スポットとして注目を集めることも可能になります。

特に、今人気を集める観光地の特徴として、「少人数に対するきめ細かい対応」「女性客の嗜好を満たす内容」「飲食メニューの充実」などが共通しており、こうしたニーズに対応していくことが重要です。

地域の観光事業者等と連携を深め、時代の観光ニーズに素早く柔軟に対応していくための新しい取組みに対する支援や、リーダー人材育成、観光メニュー開発など、新市ならではの観光振興策を充実します。

## ②観光ルート開発と新しい観光拠点づくりの推進

島原半島にあっては、新市が含まれる半島南部への観光客の誘引は十分でない状況です。新市は、深江町の「道の駅」が多くの観光客を集める拠点にはなっていますが、特にそれより南の地域では集客できる拠点となる観光地や施設が少ない状況です。

新市全体の観光振興を図ることで、島原半島全体の回遊性を高めるとともに、新市の各地域の既存資源を結ぶ観光ルート化を推進し、多くの人が訪れることが可能な新たな観光や物産販売の拠点づくりに取り組みます。

## ③キリシタン文化を活かす観光振興策の推進

新市は、北有馬町の日野江城跡、南有馬町の前城跡や各地に残るキリシタン墓碑、セミナリヨ跡など、キリシタン文化に関わりの深い史跡等が多数残っています。

こうした史跡の周辺整備や、史跡の歴史と価値を伝えるガイダンス施設の整備等を推進し、観光資源として活かしていくとともに、単なる史跡観光から一歩進んで、地域に関わりの深いキリスト教を一つの文化としてとらえ、その伝来元であるポルトガルや天正遣欧少年使節団が赴いたローマなど関連のある国や地域の文化を取り入れた観光振興策を推進し、新しい魅力づくりとして話題性や集客力を高めます。

既に、北有馬町で毎年開催されているクリスマスイベント「フェスティビタス・ナタリス」など、キリシタン文化を現代風にアレンジした催しがありますが、今後はこうした取組みを様々な面で推進します。

新市ならではの観光メニューとして、これらの国や地域にちなんだイベント開催、料理メニュー開発、特産品づくり、景観整備など幅広く活用し、常に新しいものを求める観光ニーズに対応しながら、近隣地域には見られない南蛮文化、キリシタン文化のまちとして観光振興を図ります。

## ④体験型観光の推進

見学する観光から体験する観光へと変化している観光ニーズに対応し、新市の様々な資源を活用した体験型観光を推進します。特に、主要産業である農業や水産業の体験型観光として、グリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズムを推進し、地域の農業や水産業の魅力や資源の新たな価値を見出します。

また、体験型観光を通じた農漁村と都市との交流を深めることで、生産者の所得向上や就業機会の拡大を図るとともに、資源の大切さを多くの人に理解してもらい、農漁村環境や文化などの維持や継承を図ります。

さらに、農業や水産業の体験のほかに、豊富な地域資源を活用した体験や、手延べそうめんなどの特産品づくり、多彩な文化、郷土芸能、キリシタン文化などの学習体験、イルカウォッチングに代表される海洋レジャーなど、地域の特性を活かしたメニューを多数開発します。

※グリーン・ツーリズムとは、農作業、農家料理、農村文化など農村が持っている様々な資源を活用した体験・滞在型の旅行形態をいいます。ブルー・ツーリズムはその漁業、漁村版です。

## ⑤観光広域連携の推進

新市の観光については、新市での様々な観光振興策だけでなく、島原市や雲仙・小浜など島原半島の他地域や、海を隔てた同じ雲仙天草国立公園に含まれる熊本県天草地域など、近隣観光地との広域的な連携を深めます。

共同の観光キャンペーンや周遊ルートづくりなどを推進し、それぞれの魅力を有機的に結びながら、機能分担や観光客の回遊性の向上を図ります。

### <主な事業例>

|                   |                                                                                                                      |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「食」の観光振興事業        | 地域の農水産物を活かした「食」の観光振興を図り、特産品開発や物産の販売、飲食メニューの充実などを推進し、グルメ観光スポットとして観光客を誘引します。                                           |
| 史跡・観光地等<br>周辺整備事業 | 新市に数多く点在する史跡等の文化財、公園、美しい自然を楽しむ観光地などの保全や周辺整備を推進し、訪れる人が気軽に地域の魅力に触れる環境を整えます。                                            |
| 観光ルート<br>整備事業     | 新市の自然公園や文化財等の観光資源を結ぶルート開発と併せ、誘導看板など周辺観光地からの案内機能の強化を図ります。また、国道 251 号や新市の観光地を結ぶルートの魅力を高めるため街路樹等の景観整備や休憩施設等の充実などを推進します。 |
| 景観ビューポイント<br>整備事業 | 普賢岳や有明海、緑と彩り豊かな大地など新市の中でも特に美しい景観ポイントを選定し、休憩施設や展望台などを整備します。                                                           |
| 体験型観光推進事業         | 地域の産業や伝統文化などを学び体験する体験型観光メニューの充実を図ります。特に、グリーン&ブルー・ツーリズムによる農村や漁村での体験観光を通じた都市との交流促進を積極的に推進します。                          |

|          |                                                                                     |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 観光広域連携事業 | 島原半島の他地域や天草地域など、歴史や文化などでつながりの深い近隣地域との広域観光圏形成に向けた取組みを強化し、一帯の回遊性を高めてより多くの観光客の誘引を図ります。 |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------|

### （３）住民の一体感を醸成する「市民交流の拡大」

合併により市民交流の範囲が大きく広がります。これまで交流が余りなかった地域との交流も深まり、様々な機会で新たな出会いが増えていくことが期待されます。八町の枠を越えて、新市が１つにまとまることで、市民一人ひとりのよりよい地域づくりへの参画意識も高まります。

市民の一体感を醸成するために、広範囲にわたる新市の、各地域間の市民交流事業や各種催しの充実を図り、市民の相互理解を深めます。

市民参加の催し等については、祭りや伝統行事など、各地でこれまで行われてきたものについては、地域固有の歴史と文化に支えられたものは今後もそれぞれの地域で継続しながら、新市全体で支えていきます。

また、スポーツ大会や文化発表会など各町単独で行われてきたものについては、その規模を新市全体に広げ、参加者の意欲を高めながら参加する市民同士の交流を深めます。

#### ＜主な事業例＞

|                 |                                                                                                   |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民交流拡大事業        | 各地域におけるイベントや交流事業の範囲を拡大し、市民がそれぞれの地域を知り、人々との出会いを深める取組みを強化します。また、世代間交流を深める様々な交流事業も推進します。             |
| 市民交流施設等<br>拡充事業 | 市民の交流の場となる文化施設や体育施設などの公共用施設や本庁舎・支所などの公用施設について、地域の実情に応じて施設の新設や既存施設の改修、機能充実などを推進し、身近で気軽な交流の場を拡充します。 |

#### (4) 相互の理解と連携を深める「地域間交流の拡大」

新市の活性化のためには、国内他地域との人や物、情報などの交流を深めることが重要です。特に、同じ島原半島の他地域や海を隔てた熊本県天草地域などは、産業や文化、生活などの面で特に関りの深い地域であり、市域や県域を越えた交流と連携によって、一体的な地域の魅力づくりと利便性向上の取組みを強化します。

一方、より大きな交流の輪を広げていくために、新市と都市部との関わりを深めていくことが必要です。より多くの人に、新市を知り、訪れてもらうために、長崎都市圏や福岡都市圏、熊本都市圏など特に近隣の都市部との交流事業を強化します。

近隣地域や周辺都市部との交流を深めながら、既に各町で行われている国内姉妹・友好都市事業を継続・拡大するとともに、関東や関西など国内各地域との交流の積極的な拡大など、幅広く国内各地域との交流事業を推進します。

##### <主な事業例>

|                      |                                                                                          |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 近隣地域広域連携<br>推進事業     | 島原半島の他地域や熊本県天草地域など近隣地域との連携を深め、観光振興や広域的な地域振興など幅広い分野での協調体制を強化します。                          |
| 国内各地域<br>市民交流事業      | 国内各地域の市民の相互訪問やホームステイ、交流イベントの開催など、市民レベルでの交流事業を拡充します。                                      |
| 国内都市間交流<br>推進事業      | 文化や歴史などで共通する国内各地域の都市交流事業を積極的に拡大し、各町において進められてきた国内姉妹都市、友好都市事業などの範囲を拡大するとともに、新たな関係構築を推進します。 |
| アンテナショップ<br>設置事業（再掲） | 都市部にアンテナショップを設置し、人や物、情報の交流を深めます。                                                         |

## (5) 視野を広げ国際色豊かな地域をつくる「国際交流の拡大」

国際化は、時代のすう勢であるとともに、古くからヨーロッパ諸国と文化などの面でつながりを深めてきたこの地域特有の歴史的背景もあり、国際交流は新市が重点的に進めなければならない施策の一つといえます。

交流事業を国外にも広げることで、市民の国際感覚の醸成や産業振興など、様々な効果が期待されます。

特に、新市はキリスト教にまつわる歴史を持つことから、キリスト教伝来や様々なキリシタン文化などで関りの深いポルトガル、イタリア、スペインをはじめとしたヨーロッパ各国やその地域との関係をさらに深めます。これらの国や地域との人材・文化交流事業や姉妹都市の締結など新市ならではの国際色豊かな地域づくりを推進します。

同じくキリシタン文化にちなみ、クリスチャンの多いアジア諸国から九州を訪れる観光客を新市へと誘引するため、広域連携や滞在促進、受入態勢の整備などに取り組みます。

こうした新市の国際性豊かな文化を積極的に情報発信するとともに、外国人の受入体制を拡充し、市民や民間団体、企業等による国際交流活動を積極的に支援します。

また、国際感覚を身に付けた人材を育成するために、相互理解のための学習プログラムの充実やホームステイなど人的交流を通じた理解促進のための施策を推進します。

さらに、経済・産業分野での新しいパートナーづくりを目指し、自立する新市を目指すためにも、国や県との取組みを越えた各国の地方自治体レベルでの交流を深めます。

### <主な事業例>

|                    |                                                                                        |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 国際交流支援事業           | 国際ホームステイの実施や交換留学、国際友好交流事業など人的交流事業を支援します。                                               |
| 姉妹都市締結推進事業         | キリシタン文化や地理的特性の類似など、新市と関わりの深い海外の都市や地域との姉妹都市締結を推進し、交流事業を積極的に拡大します。                       |
| ヨーロッパ地域交流拡大事業      | 文化面で関わりの深いヨーロッパ各地域との経済、文化交流を拡大するために、地域資源や産業の情報発信や経済交流イベントの開催など、ヨーロッパとの関係を深める事業を進めます。   |
| アジア諸国キリシタン文化交流拡大事業 | 長崎市、ハウステンボス、雲仙・島原、天草地域などを訪れるアジア諸国からの観光客を新市に誘引するための取組みを強化し、キリシタン文化を通じたアジア諸国との交流拡大を図ります。 |
| 海外地方自治体交流拡大事業      | 国や県との取組みを越えて、新市と世界各地域の地方自治体レベルでの結び付きを強め、経済交流や文化交流を推進します。                               |

## (6) 交流範囲を広くする「基盤整備の推進」

市民の交流を拡大するためには、人やものの移動時間の短縮や移動中の快適性の向上を図ることが重要であり、道路や港湾等の基盤整備とともに、公共交通機関の拡充や情報網の整備によって積極的な交流活動を支援します。

道路については、主要幹線道路として国道 251 号が各町を結んでいますが、そこから内陸部へ至る道路や国道とは別に八町を結ぶ道路網の整備など、市内の各地域を緊密に結ぶ総合的な道路ネットワーク構築のために、国道・県道の改良や幹線市道、農道の新設改良を進めます。また、身近な生活道路の整備や歩道の整備、自転車歩行者道路等の整備など、市民の安全性と快適性の向上に努めます。

公共交通機関については、地域の実情や需要をみながら、島原鉄道やバス、フェリーなど市内や各地域を結ぶ公共交通体系の充実を支援します。また、広域的な交通の拠点である島原市と新市を結ぶ公共交通機関の充実を支援し、市民や観光客などが、自動車だけでなく鉄道やバス、フェリーなどを利用して往来しやすい環境づくりを目指します。

広域的な交通基盤整備については、諫早方面から新市へ至る地域高規格道路の早期実現に向けた取組みを強化するとともに、新市への移動時間短縮効果が期待される隣接地域と諫早地域を結ぶ地域高規格道路等の実現に向けた運動の推進についても連携して取り組みます。

このほか、今後ますます重要度が高くなる情報の交流を支援するための高速大容量情報通信ネットワークなどの基盤整備を推進します。

### ＜新市発足を機とした重点施策＞

#### ①地域高規格道路等の整備推進

新市は、広域的な高速交通体系の整備が遅れており、より遠方からの観光客の流入や市民の交流圏を飛躍的に拡大するためには、地域高規格道路の整備は極めて重要な課題です。

地域住民の期待に応え、長崎都市圏や福岡都市圏など他地域との交流を一層深め、さらに九州の主要都市や本州へと交流を拡大するため、地域高規格道路の早期完成に向けた取組みを一層強化し機運を盛り上げます。

また、既存の国道や県道、農道等広域的な道路網の一部となる路線の拡充についても積極的に推進するため、管理する関係機関等との連携を深めます。

さらに、新市に直接関わらない区間の地域高規格道路等の整備についても、諫早方面と島原市や小浜町を結ぶ道路など、新市との時間短縮効果が期待される路線については、関係する市と連携しながら実現に向けた運動の推進に



取り組みます。

## ②新市一天草一長島 3 県架橋の早期実現に向けた取り組み強化

新市と熊本県天草地域、鹿児島県長島地域は、それぞれ現在は海で隔たれ市民の移動や交流も船の利用となっています。

しかし、この三つの地域を連結する架橋で結ぶことで、新市だけでなくその後背地の人々も含めて大きな交流拡大効果が得られます。

新市においては、中九州地域や南九州地域へとその交流範囲が大きく広がることとなり、観光客の流入や中南九州方面への移動時間の大幅短縮などその波及効果は大きなものとなります。

新市だけでなく広い範囲での効果が大きいことから、新市をはじめ近隣地域、長崎県、熊本県、鹿児島県などと連携を深めながら、3 県架橋構想の早期実現に向けた取り組みを一層強化します。

## ③地域情報ネットワークの整備

I T (情報通信技術) を利活用するための基盤整備は、新市の情報発信や市民の情報収集を容易とするだけでなく、地域格差のない行政サービスなど、住民サービスの向上を図る上でも重要です。

広域にわたる新市各地域の公共施設を高速大容量の情報網で結び、市民も容易に利用、アクセスできる環境を実現する公共情報ネットワークの整備を推進します。

### <主な事業例>

|                |                                                                               |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 道路交通網整備事業      | 国道や県道、市道、農林道等を整備し、総合的な道路交通ネットワークを構築します。また、車道と分離したウォークロードやサイクリングロードなどの整備も進めます。 |
| 港湾整備事業         | 口ノ津港など他県との交流を広げる港湾環境施設整備の拡充を図ります。                                             |
| 公共交通体系整備事業     | 市内各地域を結ぶバスや鉄道の運行支援など民間事業者との連携を深めながら、公共交通網の充実に努めます。                            |
| 地域高規格道路整備促進事業  | 新市と諫早方面を結ぶ地域高規格道路の整備計画の早期策定など、交流促進のための取り組みを強化します。                             |
| 地域情報ネットワーク整備事業 | 学校、図書館、公民館、本庁舎・支所などの公共施設を光ファイバー等で結び、市民がより容易、迅速に利活用できる情報ネットワーク環境を整備します。        |

## 2. 活かそう地域力！ 自立する産業の育成と雇用の確保

新市では、これまで農林水産業やそうめん産業などの基幹産業が発達し地域を潤してきました。しかし、急激な社会情勢の変化などにより、新市においても地域産業が厳しい局面を迎え、雇用の場を求めて若者が域外へ流出する傾向が強くなるなど、産業の活性化や雇用創出のための取組みが強く求められる状況となっています。

産業の活性化を図り、雇用機会を拡大するために、これまでは域外からの企業や工業等の誘致が有効な施策として取り組まれてきました。しかし、全国的に地方への企業等の進出が厳しい見通しの中、新市が真の意味で自立、発展していくためには、これらの施策に加えて、再度地域産業に着目し、その振興策や活性化に取り組むことが重要といえます。

基幹産業である農林業や水産業、商工業など、地域の資源を活用しながら、しなやかでたくましく自立する産業の育成や新しい産業の創造を支援します。そのために、地域の資源を見直し、新たな価値を見出す産業間連携や新しい産業創造に向けた取組みの支援を充実し、雇用の拡大や地域産業全体の活性化を目指します。

また、新市の主要産業に共通する「食」の付加価値を高めるために、安全で健康的な食材の宝庫として、産業の分野を越えた「食」の産地化の推進を図り、地域全体の活性化につなげます。

これらの背景をもとに、産業振興に関する施策の構成を以下のように分類します。

### 主要施策の構成

|                                |
|--------------------------------|
| (1) 太陽と大地の恵みを育て価値を高める「農林業の振興」  |
| (2) 良質な資源を活かし次代へ育てる「水産業の振興」    |
| (3) 地域の連携を深め新たな価値を生み出す「商工業の振興」 |
| (4) 雇用を広げる「地域産業の活性化と新産業の育成」    |
| (5) 「食の宝庫」の付加価値を高める「産地化の推進」    |

## （１）太陽と大地の恵みを育て価値を高める「農林業の振興」

新市の基幹産業である農林業は、明るく肥沃な大地が広がる中で、多種多様な生産が行われ、農産物については味がよく良質であることが特徴です。

ただし、農家数の減少や零細、高齢化、後継者不足など、厳しい状況であることはこの地域も例外ではないため、農林業の振興策として、効率的な農業を実現し、生産性の向上を図るための区画整備や農道などの農村環境を整備するとともに、生産者の経営安定化や後継者の育成を支援します。

また、無農薬有機野菜など、食の安全を重視する傾向にある消費者に対し、品質の優位点や太陽あふれるイメージなど積極的な情報発信を行うことで付加価値の向上を目指すとともに、インターネットや物産直売所、アンテナショップなどの活用によって鮮度やこだわりを前面に出しながら販路拡大を図ります。

森林・林業については、森林の有する水源かん養機能や土壌保全など多様な機能が持続的に発揮されるよう森林の整備、林業生産の振興を図ります。

### ＜新市発足を機とした重点施策＞

#### ①多様な担い手の確保と育成

基幹産業である農業は、従事者の高齢化や後継者不足などの問題を抱えており、担い手確保のための様々な取組みを強化する必要に迫られています。

次代の担い手を確保し、育成するために、若年層などに対する農業技術の習得に向けた教育活動や研修制度を推進するとともに、農業の魅力紹介や新規就農の支援など、これからの地域農業を支える人材育成策を強化します。

新規就農者については、地域に住む後継者とともに域外からUターンする人が地元で農業に取り組むための支援策や、I<sup>※</sup>ターン、J<sup>※</sup>ターンする人なども含め、多様な担い手の受入を進めます。

※Iターンとは、もともと都市部に居住していた人が地方に定住すること。Jターンとは、就職等により都市部に定住した人が、地元ではない別の地方に定住すること。

#### ②農業経営の体質強化

農業経営については、労働力の減少や高齢化及び経営基盤の脆弱性に起因する生産力や生産意欲の低下を防ぐため、認定農業者制度等を利用した経営体質の強化が求められます。

経営体質を強化するために、基盤整備の推進や意欲を高めるための技術講

習、情報提供などの支援策のほか、効率的で集約的な農業を実現するための取組みを強化します。

さらに、担い手の組織化や農業法人化を支援するとともに、遊休農地の有効活用や農地集積など農地の流動化を推進し、経営規模の拡大による競争力のある力強い農業の展開を図ります。

### ③有機農業・自然生態系循環型農業の推進

新市は良好な自然環境に恵まれ、住民もその大切さを強く認識しています。農産物はまさにその自然の恵みであり、地域の良い自然環境を守りその生態系に根ざした生産を進めることは、今後ますます重要になってきます。

一方で、消費者は農産物については安全性を強く求めており、有機栽培農産物や減農薬栽培野菜などが都市部などを中心に人気を集めています。

ブランド化や産地イメージの形成とともに、その優位点を裏付け、強化する取組みとして、恵まれた自然環境のもとで可能な限り有機農業等を導入し、自然に負荷を与えない生産体制を確立しながら、農産物の市場競争力と付加価値をさらに高めていきます。

有機農業の生産地域が、地域全体での取組みに向け、可能な地域から徐々に広がっていくよう支援するとともに、自然環境に負荷を与えない農業の推進のため、循環型農業への取組みを強化します。

そのために、家畜排せつ物の処理施設の整備支援とともに、処理物の農地還元やメタンガスによるエネルギー化<sup>※</sup>(バイオマス)研究などを推進します。

※バイオマスとは、エネルギー資源として利用できる糞尿などの有機物のことで、燃焼して発電が可能なほか、アルコール発酵やメタン発酵などによる燃料化などが可能です。

#### <主な事業例>

|                          |                                                                                                                                   |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 担い手育成支援事業                | 次代の農業を担う人材を育成し、農業技術に関する研修や新たな担い手の受入などを支援します。                                                                                      |
| 生産基盤整備<br>経営構造対策<br>支援事業 | 農業生産基盤の整備や遊休農地の整備・有効活用を図るとともに、生産性の高い営農の推進や生産者の経営安定化などの支援策を充実します。また、高齢化、零細化が進む農家の生産体制強化のために機械化の促進や直売所の設置、新規就農支援策の充実など経営体質の強化を図ります。 |
| 有機農業等推進事業                | 有機農業の推進により市場競争力と付加価値を高めます。地域の複数の農家が共同で取り組むための仕組みづくりや支援体制を確立します。                                                                   |
| 畜産振興・循環型<br>農業支援事業       | 畜産農家の省力化に資する生産体制の確立を支援するとともに、家畜排せつ物処理対策の強化を図り、農地還元やバイオマスエネルギー化など様々な活用により循環型農業の確立を目指します。                                           |

## **（２）良質な資源を活かし次代へ育てる「水産業の振興」**

新市は広く有明海に面しており、良質で味のよい豊富な水産物を生産してきましたが、近年、生活排水による海洋汚染などが原因の環境悪化等により漁獲量が落ち込んでおり、資源の回復・増大がこの地域の大きな課題となっています。

各地域でも稚魚の放流や漁獲制限などの取組みを進め、一部ではその成果も見え始めていますが、今後もこうした取組みを強化し、栽培漁業や資源管理型漁業の推進による資源回復を目指すとともに、海底汚泥除去や沿岸部の陸上環境と一体になった海洋環境保全と水質向上対策を強化します。

水産物については、新市には早崎瀬戸周辺の鯛やアラカブなど高い品質を誇るものも多く、深江町で取り組まれているクルマエビの養殖なども含め、ブランド化や産地情報の発信などにより、さらに大きな付加価値を生み出すための施策を強化します。

また、水産物の安定的な供給体制を実現するため、磯焼けの回復、藻場の造成や築磯、魚礁の設置を推進します。さらに、多面的機能を有する漁港の施設や漁業施設を整備拡充し、漁港と漁場の一体的な整備を行います。

加えて、漁業従事者の経営体質強化のために、高齢化が進む漁家支援策を充実するとともに、生活環境の整備や後継者対策などの取組みを強化します。

### **＜新市発足を機とした重点施策＞**

#### **①有明海の水産物を守り増やす対策強化**

海洋汚染を防止し、長期的な資源を増やす取組みを進めるために、海底汚泥除去や陸上における植樹の推進など、海洋環境保全と水質向上対策を推進するとともに、栽培漁業や資源管理型漁業を推進します。

#### **②次代を担う後継者の確保・育成**

新市の水産業は、資源確保・育成とともに漁業従事者の高齢化、経営体の減少、後継者不足などが大きな問題となっています。

漁協等関係団体と連携を図り、新市の次代の水産業を担う人材の確保・育成のために、水産業の魅力についての情報発信や地域の若者等の新規就業支援などを推進するほか、経営に関する講座開催、漁業現場での実務研修制度などを充実し、チャレンジ精神旺盛な人材を育成します。また、新規就業者の受入や新しい事業の導入主体として意欲ある経営体の育成を推進します。

### ③養殖業の推進

栽培漁業を推進するとともに、水産物の安定的な供給体制を確立するために、養殖業への取組みを強化、支援します。新たに陸上養殖、沖合養殖などに取り組むとともに、高級魚など付加価値の高い養殖魚種への取組みも推進します。

#### ＜主な事業例＞

|                 |                                                                                                                    |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 有明海<br>海洋環境保全事業 | 沿岸海域の環境保全や陸上での植樹などによる沿岸漁業資源の拡大と、着底基質の設置や海底汚泥、廃棄物回収等天然資源の安定確保を図る環境整備を進めます。新市での取組みとともに、環有明海沿岸地域の連携を深め、広域的な取組みを強化します。 |
| 担い手育成支援事業       | 次代の水産業を担う人材を育成し、漁業に関する研修や新たな担い手の受入などを支援します。                                                                        |
| 育てる漁業推進事業       | 沿岸、陸上双方での水産資源保護、増加のための環境整備や栽培漁業の推進などにより次世代の水産資源の安定確保を図ります。                                                         |
| 水産基盤整備事業        | 自然環境に配慮しつつ多面的機能を有する漁港の整備や、藻場、魚礁の設置など資源増大効果を有する漁場の整備を推進し、安全、快適な漁村環境づくりなどの水産基盤整備を進めます。                               |
| 漁業経営支援事業        | 生産者の経営支援策を充実し、体質の強化を図ります。                                                                                          |
| 養殖業拡大事業         | 養殖水産物のさらなる充実と拡大を図るために、養殖場の拡充や新たな養殖魚種の開発や導入についての研究支援を進めます。                                                          |

### (3) 地域の連携を深め新たな価値を生み出す「商工業の振興」

新市の商業の現状は、有家町などに大規模商業施設等の集積がみられるものの、島原市や長崎市など近隣地域への流出傾向も強く、商店街では空き店舗の増加などの問題を抱えています。

製造業については、有家町、西有家町を中心としたそうめん産業が基幹産業となっており、古くから歴史と伝統技術に培われた良質な手延べそうめんの生産が行われてきましたが、産地表示の義務化にともない、主な納入先であった三輪そうめんが独自に生産を始めるなど、今後は厳しい見通しも予想されます。このほか、食料品や繊維製品製造業などがありますが、零細事業者が多く、海外への生産シフトや価格競争力などの面で経営状況は厳しい状況となっています。

新市の商工業の振興のために、地域資源を活かした加工品開発や地産地消の推進などが重要であり、そうめん産業や農業、水産業など異なる産業分野の連携強化により新たな価値を生み出す加工品開発などを支援するとともに、地域の物産直売所の拡充などの取組みを強化します。

また、商店街振興策として、市民の利便性向上と賑わい創出のための環境整備や、空き店舗のコミュニティ空間としての利用など有効活用を支援します。

中小企業の支援策については、多様化する消費者ニーズに対応するための情報提供や経営相談を充実するとともに、商工関係団体等との連携を図りながら経営診断や指導、経営体質改善の支援を行うほか、各種催しの開催などを通じた商工事業者の交流拡大などにより地域の商工業の活性化を図り、雇用拡大に結び付けます。

#### <新市発足を機とした重点施策>

##### ①そうめん産業の振興

新市の基幹産業の1つであるそうめん産業の活性化のために、そうめん認証マークの活用等、産地化の推進や地域での流通拡大のための支援策を進めるとともに、新市のそうめんを幅広く紹介するための施設の整備を推進します。

また、夏場に集中するそうめん需要の1年を通じた需要拡大を図るために、生産者や市民などとともに新たなメニュー開発を進めます。さらに、多様な特徴を有する新しいそうめんづくりを目指す技術研究などを支援します。

このほか、多くの割合を占める域外での流通拡大のために、新市のそうめんとしてのブランド力アップのためのPR活動を強化します。

## ②新事業・新商品開発支援

新市の資源を活かし産業の活性化を図るために、商工事業者の様々な取組みを広く紹介する情報発信を強化するとともに、異業種間の交流・連携の場を拡充し、新事業の立ち上げや新商品開発を支援します。

これらの取組みにより、農水産物、そうめんなど新市の資源や携わる人の技術、知識などを有機的に結びつけ、地域の隠れた資源の発見や新たな価値の創造などを支援しながら、商工業の活性化や観光振興、人材育成など資源と財産の有効活用を図ります。

## ③商店街魅力向上施策の推進

新市の各地域に点在する商店街は、国道から奥に入った旧道地区などに多く、利用者は近隣住民などに限られ空き店舗も多くなっています。

このため、各地の商店街の街路や町並みの魅力を高め、空き店舗などを活用した交流スペースを設けるなど、住民にとって快適性と利便性の高い環境を整備するとともに、それぞれの商店街の連携を深め、共通スタンプの導入や共同仕入れなど、規模の拡大によるメリットを活かした経営支援策を充実します。

### <主な事業例>

|                        |                                                                                                                                         |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| そうめん産業<br>活性化事業        | 生産者支援や地域一体となった PR 活動などを推進するとともに、販路拡大や周辺観光地での飲食メニュー活用など、多くの割合を占める域外流通支援策の充実を図ります。                                                        |
| 島原手延<br>そうめんの里<br>整備事業 | そうめんを紹介する施設を整備し、一大産地であることを PR します。様々なそうめんを食べられるそうめん村やそうめんの歴史と製造者の紹介、製造工程の見学、体験、試食などのサービスを提供します。また、技術研究と商品開発、料理メニュー開発などを行うそうめん研究所も併設します。 |
| 地域資源活用<br>新商品開発支援事業    | 国や県の関係機関等の支援を受け、地域資源を活用した加工品開発の支援を行います。                                                                                                 |
| 地域物産<br>販売強化事業         | 都市部などでのニーズの把握を強化するとともに、通信販売、インターネット販売など多様な販売展開を支援します。                                                                                   |
| 商店街<br>まちなみ整備事業        | 各地域の商店街の街路整備と景観整備を推進します。また、商店街の空き店舗を利用した高齢者など住民向けのコミュニティ空間を設け、市民交流などの場として活用します。                                                         |
| 中小企業等<br>支援強化事業        | 商工関係団体等との連携を図りながら、新市の中小企業等商工事業者の経営相談や情報提供などの支援策を充実します。                                                                                  |
| 地産地消推進事業               | 地域産品の地域内での消費を推奨するとともに、観光客への地域産品販売強化などの消費促進を進めます。                                                                                        |



#### (4) 雇用を広げる「地域産業の活性化と新産業の育成」

新市においては、若年層の流出を防ぐ意味においても雇用の場の拡大が大きな課題となっています。

企業や工場等の誘致を今後も推進しながら、これからは地域の資源を活かす新しい産業の芽を育てる施策を強化します。

農林水産業や商工業などの活性化とともに、地域の実情に沿った新たな産業の創造や研究活動を支援のための情報基盤や交通体系など社会基盤の整備、人的な交流機会の拡大などを推進し、幅広く産業育成への取組みを強化します。

これらの取組みを進める拠点として、廃校などの市内遊休資産や、堂崎港埋立地を活用します。

また、福祉やまちづくりなど様々な地域課題をビジネスチャンスとしてと<sup>※1</sup>らえ、NPOや地域の民間企業、市民起業家などと行政の連携を深めながら、<sup>※2</sup>コミュニティビジネスを積極的に推進します。

※1 NPO (Nonprofit Organization) とは、公益的活動を行う非営利の民間組織のことです。

※2 コミュニティビジネスとは、福祉やまちづくりなどの課題に対し、NPOや地域の民間企業、市民起業家などが行政と連携しながら、ビジネスの手法によって解決を目指すことです。公益性があり地域の社会貢献を目的とした事業活動の推進によって、雇用の創出や経済の活性化を図ります。

#### ＜新市発足を機とした重点施策＞

##### ①ふるさと創生起業家の育成・支援

地域産業の次代を担う後継者を対象に、国や県の関係機関と連携して、地域産業振興につながる研修や研究を行う「ふるさと創生起業家大学」を開講し、新市におけるまちづくりのリーダーとなる「ふるさと創生起業家」を育成、支援します。

また、この起業家大学の卒業生を核にした産学官ネットワークづくりを進めるなど、組織的、継続的に人材の育成を通して地域産業の活性化を図ることのできる組織づくりに取り組みます。

##### ②地域コミュニティビジネス支援の推進

地域課題の解決と地域経済の活性化を両立するコミュニティビジネスの積極的な推進を図り、市民の起業家精神を高めます。

NPOや地域の民間企業などとの連携を深め、福祉や観光、まちづくり、

ものづくりなど様々な地域課題を地域自らの力で解決する取組みを事業化し、自立する地域産業の育成に結び付けます。

特に、福祉分野については、高齢化が進む地域の実情を踏まえ、高齢者人材の有効活用を図りながら、福祉産業の総合的な振興・育成を推進します。

#### ＜主な事業例＞

|                     |                                                                                                                                     |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ふるさと創生起業家<br>育成支援事業 | 「ふるさと創生起業家」を育成、支援するため、産学官が連携し、地域産業振興のため研修・研究を行う「起業家大学」を開講し、地元に残って働きながら学ぶ場を提供します。また、彼らを継続的に支援するため、起業家大学の卒業生を核にした産学官ネットワークづくりなどを進めます。 |
| 新産業育成支援事業           | 国や県の関係機関等と協力し、地域の資源を活かした新産業、起業家を支援し、新市の新しい産業の芽を大切に育てます。                                                                             |
| コミュニティビジネス<br>支援事業  | 地域課題への取組みをビジネスとしてとらえ、民間事業者やNPOの支援や行政との連携を深めながら産業の活性化へとつなげます。                                                                        |
| 産業フェア開催事業           | 各地域で進められている様々な産業振興につながる取組みを一堂に会して紹介する産業フェアを定期的実施し、市民の地域産業への関心を高めるとともに新たな取組みへの意欲を導きます。                                               |
| 異業種交流推進事業           | 新たな価値や発見を生む異業種交流事業を推進します。農業、水産業、商工業など、業種の枠を越えた知恵の結集により、地域の新たな魅力づくりや特産品開発につながる取組みを支援します。                                             |
| 環境産業育成事業            | 農業などとの連携により畜産廃棄物を活用したエネルギー化やソーラーなど自然資源を活かすクリーンエネルギー研究などを行うとともに、地域の自然を守る環境産業の育成を支援し、循環型社会の構築を産業面からも推進します。                            |

## (5)「食の宝庫」の付加価値を高める「産地化の推進」

新市の主要産業は農水産業であり、農産物や水産物など様々な食材の供給源となっています。また、新市の主要な特産品の1つであるそうめんは古くから多くの人に愛されてきました。

このように新市は「食の宝庫」とも言える地域を形成しており、産業の活性化を図る上でも「食」を中心とした特産品の数々を大いにアピールすることが有効といえます。

一方で、そうめんと同様に、農水産物についても、今後ますます「産地」が重視されることが予想されます。

これらの背景から、豊富な食材を供給する新市の様々な生産物についての産地化を促進し、「食産業」としての活性化を図ることで市場競争力や販売力を高める取組みを強化します。

分野を越えた食に関する産地イメージの形成やブランド化の推進などによって、新市の生産物であることを広く、強く消費者に認知してもらうための取組みを強化することで特産品としての付加価値を高め、「食産業」を通して農林水産業や商工業、観光産業など地域産業全体の活性化へ結び付けます。名前や品質はもちろん、安全性や希少性などもアピールし、魅力的な食材の供給地としての地位を確立します。

### ＜新市発足を機とした重点施策＞

#### ①市場ニーズに応じた農産物の生産と販路拡大

新市では、多種多様な農産物を生産しており、市場ニーズに合わせた生産体制を整えることで、より収益性の高い農業を推進することが可能になります。

市場が求める農産物の生産を推進するために、農業協同組合など関連団体等との連携を深めながら、消費者ニーズに関する情報の提供や、ニーズに合わせた品種導入や新たな農産物の生産支援、農産物を利用した多様な加工品開発支援などにより、新市の農産物の付加価値や収益性の向上を支援します。

また、安全・安心で高品質な食材を求める民間飲食事業者や都市部の大規模小売店等との協力による契約栽培の導入など、安定した需要が見込まれる販路拡大策についても積極的に支援します。

さらに、販路拡大のために、インターネットや通信販売による農産物や農産加工品の販売など、多様化する流通形態に対応した販売戦略を推進します。

このほか、物産直売所やアンテナショップ等の整備により消費者ニーズに対応した農産物の販売強化を図るとともに、グルメ商品開発など農産物の食を通した観光振興にも活用します。

## ②農産物のブランド化とイメージ戦略展開

新市は、肥沃な土壌と南向きの日当たりのよさなど、恵まれた農産物の生産環境を有しており、品質の高さや産地イメージを積極的に打ち出すことで消費者の健康志向や安全な食への関心の高まりにも対応し、その優位性を大いにアピールすることができます。

特に、太陽あふれる健康的で安全な農産物の優位性を活かし、ブランド化や産地イメージ戦略の展開、情報発信などを積極的に展開し、新市農産物の競争力と付加価値の向上を図ります。

## ③水産物のブランド化と販売強化

良質な新市の水産物について、漁業協同組合や魚市場等と連携を図りながら、知名度向上や需要の拡大に取り組みます。ブランド化や産地イメージ、品質の優位性などの情報を発信するとともに、水産加工施設の近代化や加工技術の高度化などによって新市水産物の付加価値を高めます。

また、多様化する流通形態に対応し、インターネットや通信販売による水産物や水産加工品の販売を強化します。さらに、物産直売所やアンテナショップ等の整備による消費者ニーズに対応した水産物の販売強化を図るとともに、グルメ商品開発など水産物の食を通した観光振興にも活用します。

### <主な事業例>

|                    |                                                                                                                        |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 安全・安心な食の産地イメージ強化事業 | 安全・安心な産地イメージや情報を積極的に全国に発信し、競争力や話題性を高めます。                                                                               |
| 農水産物販売強化事業         | 新市の農水産物の付加価値を高めるため、ブランド化やPR活動を強化するとともに、これらを活用した飲食メニュー開発や加工品開発を支援し、特産品の創出につなげます。また、物産直売所を充実し、地産地消と併せて、観光客誘引や知名度向上を図ります。 |
| アンテナショップ設置事業（再掲）   | 大都市、特に新市から最も近い福岡市などにアンテナショップを設置し、特産品の販売や観光客誘致のための地域情報を発信します。大都市住民の嗜好性などを把握し、開発や生産の現場へ活かし、ニーズに合わせた効率的な生産体制の確立を支援します。    |

### 3. 守ろう環境！ 自然と共生する明るく快適な暮らし

新市は、豊かな自然に恵まれた地域であり、若い世代ほど地域の自然の大切さを強く認識しています。

市民が安心して豊かに暮らすために、自然環境の保全と良好な生活環境の共存を目指し、人と自然が共生する地域づくりを推進します。

自然の生態系を守り、人々の暮らしもその生態系に組み込まれた形の循環型地域社会を構築し、環境を守るための廃棄物処理や生活排水処理の充実を図りながら、資源の再利用や廃棄物の再資源化を進める取組みを推進します。

循環型地域社会の構築により、環境産業やエネルギー産業の育成など、産業振興にもその効果が期待されます。

自然環境の保全とともに、市民の生活利便性や快適性を高める基盤整備等を推進し、乳幼児から高齢者まで全ての人が快適で安心して暮らすことができる自然と調和した生活環境の整備を推進します。

自然と共生する地域づくりのために、住民の利便性の向上は推進しつつ、過度な開発は抑制し、自然や固有の文化を活かしたこの地域ならではの個性ある「いなかづくり」を推進します。「利便性の高いまちづくり」と「個性豊かないなかづくり」を高い次元で調和させ、住む人と訪れる人双方にとって魅力あふれる地域を形成し、今後の地方におけるまちづくりのモデルケースを目指します。

これらの背景をもとに、自然環境保全と生活基盤整備に関する施策の構成を以下のように分類します。

#### 主要施策の構成

|                                  |
|----------------------------------|
| (1) 自然の生態系の中に生きる「循環型地域社会の構築」     |
| (2) 市民の利便性を高める快適な「生活環境の整備」       |
| (3) 暮らしやすさを高める「安心で安全なまちづくりの推進」   |
| (4) 豊かな自然と美しい景観を活かす「個性豊かないなかづくり」 |

## (1) 自然の生態系の中に生きる「循環型地域社会の構築」

新市に広がる自然を大切に守り、人と自然の共生するまちづくりを目指し、自然環境の保全や汚染の防止に努め、自然の生態系を活かす循環型地域社会を構築します。

自然環境保全とともに、市民や企業等に対する環境保全の必要性について、情報発信や環境問題への意識を高める取組みを強化し、市民の理解を深めます。

地域の自然はそこに暮らす住民自ら守っていくという考え方のもと、個人の環境美化活動などに対する支援やボランティア人材の育成を推進するとともに、環境ボランティア関連団体等との連携を深めます。

また、農家などと連携し家畜排泄物等の資源化を促進する取組みを進めます。

大気環境や水環境、土壌環境については、国・県と連携しながら事業所等からの排出物の監視や指導を徹底するとともに、河川の整備や森林保全などによる水質保全を図ります。

さらに、廃棄物対策を強化し、各家庭から出されるゴミの分別収集と資源回収の徹底などによる廃棄物の減量化とリサイクルの推進、不法投棄の監視体制を強化するとともに、ごみ処理施設の整備充実を図ります。

このほか、家庭、学校、企業など、地域において、環境教育や環境美化活動を推進し、市民、事業者、行政が一体となって環境への負荷を低減する実践行動の展開を図ります。その一環として、生活用品の長期使用や再利用、廃棄物の再資源化などへの理解促進を図るとともに、新市における生産から消費、廃棄までの各段階で廃棄物の発生を抑制します。

このほか、公共施設等における電気や燃料の使用の抑制や各家庭における省エネルギーへの協力要請など、新市だけでなく地域全体の環境保全、さらには地球温暖化防止につながる対策を強化します。

加えて、こうした自然共生型循環型地域社会構築のための取組みを広く内外に知ってもらうための<sup>※</sup>エコツーリズムを推進し、自然生態系、固有の文化、自然と共生する人々の暮らしや環境関連の先進技術などを一体的な観光資源として活用します。

※エコツーリズムとは、エコロジー(Ecology)とツーリズム(Tourism)を組み合わせた造語で、動植物などの自然資源に恵まれた地域で、自然環境との共存を図りながら、自然観察を行ったり、生活や歴史を学んだりする滞在型の観光のあり方を指すもの。

＜主な事業例＞

|             |                                                                                    |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 自然環境保全事業    | 過度な開発を抑制し良好な自然環境や生態系の保全に努めます。また、環境ボランティアの育成や環境教育の充実を図るとともに、市民や関連団体の地域環境保全活動を支援します。 |
| 市民環境意識向上事業  | 市民の自然環境保全に対する関心を高める情報発信を行うとともに、ゴミの減量や分別回収の徹底など、環境にやさしい生活習慣の浸透を図ります。                |
| 名水・湧水保全整備事業 | 各地の地下水や天然水の品質保全のために、山間部での植林等の環境整備に努めるとともに、市民や観光客が気軽に触れることができる場を整備します。              |
| 廃棄物処理高度化事業  | 生活ごみその他廃棄物の適正回収とリサイクルなどの資源有効活用を推進するとともに、廃棄物のエネルギー化の研究など処理機能を強化し、循環型地域社会の形成を目指します。  |
| エコツーリズム推進事業 | 新市の豊かな自然環境の観察や、自然共生型のまちづくり、先進の環境に対する取組みなどを観光資源として活用します                             |

## (2) 市民の利便性を高める快適な「生活環境の整備」

市民が心豊かに快適な生活を送るためには、住環境の保全とともに都市機能の充実が不可欠です。

市民生活や産業活動の基盤である土地の有効利用を推進しながら、市民の定住化を促進するための利便性や快適性を向上する都市機能や基盤の整備を図り、地域格差のない住みやすい生活環境づくりを目指します。

また、市民の憩いの場として、災害時には一時避難場所としても活用できる公園や緑地を各地に整備します。

市民の消費行動や社会活動の中心となる中心市街地については、より利便性の高い都市機能を持つ拠点づくりを進めるほか、<sup>※</sup>ユニバーサルデザインに基づく安全性と防災性の高い都市空間の整備を進めます。

さらに、上下水道対策については、安全な水を安定的に供給していくための上水道や簡易水道の拡充、地下水等を活用した水資源の開発に努めるとともに、各地の緑や河川、有明海の環境に負荷を与えないための取組みを強化し、下水道や浄化槽の整備を進めます。

市民の住みやすさを高める基盤整備とともに、新市で新しく世帯を構える人にとって魅力ある地域となるよう域外からの受入体制の充実を図り、良好な公営住宅の整備や宅地開発などを推進します。

※ユニバーサルデザインとは、高齢者や障害者、妊婦、子供などすべての人が利用できるように、製品や建物、環境をデザインすること。

### ＜新市発足を機とした重点施策＞

#### ①地域情報ネットワークの整備

地域格差のない行政サービスの提供や福祉、教育の充実など、IT(情報通信技術)を利活用することで、住民サービスの向上や新市の活性化に大きな効果が期待されます。

このため、新市各地域の公共施設、機関等を高速大容量の情報網で結ぶ公共情報ネットワークの整備を推進し、市民が身近で快適に利用できる情報基盤を整備します。

#### ②生活排水等処理事業の推進

良好な住環境の整備や有明海の浄化対策のため、公共下水道やし尿処理施設、漁業集落排水処理施設、合併処理浄化槽整備等生活排水処理事業を積極的に推進します。



＜主な事業例＞

|                                   |                                                                                                                                        |
|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公園整備事業                            | 市民に身近な公園整備を拡充するとともに、訪れる人が地域の自然や史跡などに気軽に触れることができる場を整備します。                                                                               |
| ※<br>バリアフリー<br>ユニバーサル<br>デザイン推進事業 | 公共施設などにおける高齢者や障害者などが安心して利用できる設備、機器の導入を拡充し、全ての人が暮らしやすい地域づくりを推進します。                                                                      |
| 公営住宅等整備事業                         | 良好な住環境の保全に努めるとともに、老朽化した公営住宅の新設や改修、改築を推進するとともに、市外からの転入者受入のための優遇策や支援策を充実します。また、環境共生型・省資源型の住宅など、自然環境に配慮した住宅整備を進めるとともに、必要に応じ良質な宅地開発を実施します。 |
| 地域情報ネットワーク整備事業<br>(再掲)            | 学校、図書館、公民館、本庁舎・支所などの公共施設を光ファイバー等で結び、市民がより容易、迅速に利活用できる情報ネットワーク環境を整備します。                                                                 |
| 水道施設整備事業                          | 安全な水を安定的に供給していくための上水道、簡易水道の整備を進めます。                                                                                                    |
| 生活排水処理施設<br>整備事業                  | 生活環境の保全と住環境の快適性向上、有明海の浄化促進のために公共下水道等地域の実情に応じた生活排水処理施設を整備します。また、海域環境保全のため、河川等の改修も併せて進めます。                                               |

※バリアフリーとは、身体障害者や高齢者が社会生活をしていくうえで支障がないように建物や商品をつくること、またはつくられたもの。

### (3) 暮らしやすさを高める「安心で安全なまちづくりの推進」

全ての市民が安心して暮らせるよう、防災施設・体制の強化やバリアフリー化の推進、道路の安全性向上などの対策を強化します。

市民の安全を守る施策については、火災や洪水、地すべり、浸水、地震など自然災害による被害や混乱を最小限に食い止めるための防災体制を強化するとともに、市民生活における緊急対応の迅速化や関係機関の連携を深める危機管理体制の確立を図ります。

防災対策については、この地域は過去に雲仙普賢岳の噴火災害を経験しており、その教訓を活かしつつ、河川改修や砂防、また、高潮、浸水、排水対策など防災施設整備を図るとともに、大規模な災害を想定した防災訓練の実施や市民一人ひとりの防災意識を高める広報活動などを充実します。

さらに、災害時に市民が迅速かつ安全に避難できるよう、消防防災施設や防災無線などの情報通信基盤の整備や情報通信体制の充実強化を図るとともに、防災パトロールや地域住民との連携により災害危険個所の早期把握に努め、国・県などとの連携を深めながら災害に強いまちづくりを進めます。

このほか、市民の身体と財産を守る消防・救助体制の強化を図るために、消防団の装備や機材を充実し、自主防災組織の育成や防火意識の向上を図るとともに、高度な機能を備えた救急車両の配備や地域の医療機関との連携を強化します。

防犯・交通安全対策については、関係機関との連携を深めながら、児童や高齢者などに対する交通安全教室の開催や道路安全施策の推進、防犯情報の提供など、市民を事故や犯罪から守り、安心できる暮らしを実現する対策を強化します。

#### <主な事業例>

|               |                                                                                |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 交通安全施設等整備推進事業 | 道路における交通安全施設等整備事業を進め、市民の安全を確保します。                                              |
| 防災施設整備事業      | 市民生活の安全と環境に配慮した河川改修や海岸護岸工事、急傾斜地崩壊対策事業、治山事業及び排水施設整備事業などを推進し、市民の安全な生活環境づくりに努めます。 |
| 消防・防災体制整備事業   | 自然災害など様々な災害時における危機管理体制を強化し、各地の連携を深めながら消防、防災体制の充実や地域防災情報ネットワークの構築を進めます。         |

#### （４）豊かな自然と美しい景観を活かす「個性豊かないなかつくり」

新市は、雲仙普賢岳や平成新山に代表される美しい山々や陽光きらめく有明海など優れた景観が数多く点在しています。また、緩やかな勾配で雲仙山麓へと広がる大地は、高層建築物などの障害物も少ないため、広く視界が開けている地域であることも特徴です。

こうした特徴は他地域では得がたい魅力であり、農水産物などとともに、この豊かな自然や美しい景観も新市の貴重な財産であるといえます。まちづくりにおいても、美しい景観を損なわず、視覚的な効果を高めながら、積極的に域外にアピールしていく地域の大きな魅力として活用します。

全国的に同じような景観の都市化が進められている中で、市民の利便性を高める都市機能の充実は積極的に推進しながら、他地域では得られない景観や自然環境を活かし、新市ならではの「いなからしさ」を目指すことで、一般的な都市化以上の話題性と独自性をアピールします。

自然に恵まれたいなかであることを前向きにとらえ、美しい景観とともに固有のキリシタン文化などを活かした個性と魅力あふれるいなかつくりを目指し、市民や訪れる人が心豊かになれる独自性や話題性の高い新市ならではのいなかつくりを推進します。

##### ＜主な事業例＞

|               |                                                                                     |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| まちなみ景観整備事業    | 道路や町並みなど、各地区の特性に合わせた個性豊かな景観整備を推進し、見る人と住む人が楽しめる地域づくりを推進します。                          |
| 花いっぱいプロジェクト事業 | 緑と海の美しさに加え、道路沿線や景観整備地区などに彩り豊かな花を育成し、市民の心を癒すと同時に観光客に対する地域の視覚的な魅力向上を図ります。             |
| 欧風いなかつくり事業    | まちづくりや街路整備など、キリシタン文化などをアピールするヨーロッパのいなか風のまちづくりを推進し、明るく魅力的ないなかつくりを通して、話題性や地域の個性を高めます。 |

## 4. 支えよう元気！ 心と体の健康づくりと安心の福祉

新市は、少子・高齢化が進み、高齢化率が県平均を上回るなど、高齢化社会に対応した取組みと次代を担う子どもたちの明るい未来を開く施策の充実が重要な地域となっています。

これまで各町において進められてきた関連施策を発展的に継承し、乳幼児から高齢者まで、全ての人が健やかで心豊かに暮らすための健康づくりと福祉施策の取組みを強化します。

市民の健康づくりについては、健康は自分自身でつくりあげるという考え方のもと、各種健康診断や市民の日常的な健康に対する意識を高めるための取組みを強化し、心と体の健康増進のための施設やサービスを充実します。また、国が推進する「健康日本 21」の理念を積極的に取り入れ、国や県との連携を深めながら、総合的な保健体制の充実や相談体制の充実を図ります。

医療については、利用者の多様化するニーズに対応する体制を確立することが重要であり、民間医療機関や周辺地域との連携を強化します。

福祉施策については、これまで各町で行われてきた施策を引き継ぎ、さらなる充実を目指して、高齢者や障害者（児）が安心して日常生活をおくるための福祉施設やサービスなどを充実します。

さらに、行政による施策の充実とともに、各地域の自治組織や市民団体等と連携を深めながら福祉活動等への支援を行い、地域における相互扶助の環境を整備することにより、全ての市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう地域ケアの充実を図ります。

これらの背景をもとに、保健・医療・福祉に関わる施策の構成を以下のように分類します。

※1 健康日本 21 とは、平成 12 年から推進されている国民健康づくり運動で、「21 世紀における国民健康づくり運動」の通称です。

※2 地域ケアとは、高齢者や障害者、児童など地域に住む全ての人が、介護や支援を必要とする状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、予防から支援まで地域全体で取組むサービス体制です。

### 主要施策の構成

|                                 |
|---------------------------------|
| （１）人々の健やかな暮らしを支える「保健体制の充実」      |
| （２）地域医療機関との連携を深める「医療サービスの充実」    |
| （３）喜びに満ちた充実の暮らしで元気を育む「高齢者福祉の推進」 |
| （４）全ての人が心豊かに安心して暮らすための「社会福祉の充実」 |
| （５）思いやりとやさしさで「ともに支え合う地域社会の実現」   |

## （１）人々の健やかな暮らしを支える「保健体制の充実」

高齢化に伴う要介護者の増加や、生活習慣病を中心とする疾病構造の変化、ストレスの増大による心の問題など、健康を取り巻く環境が大きく変化している中で、健康は自分自身でつくりあげるという考え方のもと、市民一人ひとりの意識を高め、健康寿命を延ばすために、生活習慣病等の予防や早期発見の体制を整備します。

生活習慣の改善及び健康づくりに必要な環境を整備し、健康に関するさまざまな知識や意識を高める情報を市民に提供するとともに、一人ひとりが豊かで充実した人生を過ごせるよう、市民や企業などと共に地域ぐるみで市民の総合的な健康づくりを推進します。

そのために、地域の保健関係機関や医療関係機関及び教育や職域の関係機関、地域組織・団体との連携のもと、各種健康診断の充実や受診率の向上、生活指導を強化し、疾病の予防と医療費抑制につながる健康づくり支援策を講じていきます。

また、運動による心身の健康増進のために、気軽に運動を楽しめる広場やスポーツ施設などの環境整備を図ります。

### ＜主な事業例＞

|               |                                                   |
|---------------|---------------------------------------------------|
| 健康増進事業        | 健康診査の推進や各種予防接種の充実、生活習慣病予防、歯の健康等のための情報提供を進めます。     |
| 食育推進事業        | 地域の特性を活かしながら、偏りのない食、偏りのない心を育む環境を整備します。            |
| 市民運動施設等整備事業   | 子どもから高齢者まで楽しめる身近な運動の場を充実し、市民が気軽に運動できる環境づくりを推進します。 |
| スポーツイベント等拡充事業 | 市民参加型のスポーツイベントを拡充し、市民の健康づくり、体力づくりへの意識を高めます。       |

## （２）地域医療機関との連携を深める「医療サービスの充実」

市民にとって身近な医療の充実を図るために、民間医療機関等との連携を強化し、緊急時等に迅速な連絡を可能とする的確な情報伝達体系の構築を目指します。また、広域にわたる新市において、地域間格差や市民の不便が生じないよう、近隣地域の医療機関との連携も強化します。

さらに、新市と民間医療機関等との情報ネットワークを構築し、一人ひとりの意向を尊重しながら状態に応じた迅速で質の高い医療サービスの提供が受けられる地域づくりを目指します。

なお、小児診療体制、休日や夜間診療などの救急医療体制においては改善が必要なところがあるため、住民が安心して速やかに適切な医療サービスを

受けることができるよう、関係機関と協議し、きめ細かい医療体制の充実に努めます。

#### ＜主な事業例＞

|                |                                                                                                                    |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医療機関連携<br>強化事業 | 地域の医療機関や域外医療機関との連携を深め、利用者のニーズにきめ細かく迅速に対応する総合的な医療サービスの充実に努めます。また、地域医師会等と連携し在宅当番医制度、第二次救急医療体制、小児時間外初期医療体制の充実に取り組みます。 |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### （３）喜びに満ちた充実の暮らしで元気を育む「高齢者福祉の推進」

高齢化の進展にともない、高齢者福祉の充実が強く求められています。

高齢者が健康で自立した生活を実現するよう福祉施策の充実に努めるとともに、高齢者の介護予防や豊かな知識や経験を持つ元気な高齢者を地域社会に積極的に活用するなど、高齢者が生きがいを持てる地域社会づくりを進めます。

元気な高齢者の生きがいづくりとして、高齢者による地域づくりや福祉計画づくり、青少年育成活動などへの参画機会を設けるとともに、交流の場や学習の場を拡充します。

介護が必要な高齢者に対しては、在宅での生活支援を基本として、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすための支援体制の充実に努めるとともに、在宅介護福祉施設等の充実に努めます。

また、相互扶助の精神を活かし、高齢者が自立した生活を続けていけるよう、道路や公共施設の整備を行うとともに、1人暮らし高齢者への声かけなど地域全体で高齢者を支える社会を構築します。

このほか、医療や保健との連携による支援体制を充実するとともに、高齢者福祉施設の整備にあたっては、地域的な実情を踏まえ、需要動向をみながら関係機関との協議によって、長期的視点に立った計画を推進します。

#### ＜主な事業例＞

|                   |                                                                                             |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高齢者人材活用事業         | 高齢者の知識や経験を活かした人材教育や歴史文化の伝承、高齢者福祉施策での積極的な活用、幅広い人脈を活かした地域物産や情報の都市部での宣伝活動など、高齢者の社会参画と活用を促進します。 |
| 在宅福祉サービス<br>充実事業  | 民間介護事業者などとの連携を図りながら、在宅介護支援や在宅介護・福祉サービスの充実と高齢者及びその家族の生活支援を推進します。                             |
| 地域支え合い事業<br>(高齢者) | 高齢者の社会参画と介護予防、緊急時の対応などのために、近隣住民による声かけなど高齢者との日常的な交流を深め、地域全体で支え合う社会を構築します。                    |
| 高齢者福祉施設<br>拡充事業   | 民間事業者との連携を深めながら、高齢者福祉施設の拡充を進めます。                                                            |

#### (4) 全ての人が心豊かに安心して暮らすための「社会福祉の充実」

障害者（身体障害者〔児〕、知的障害者〔児〕、精神障害者）福祉も、高齢者福祉と同様に在宅での生活支援を基本として、全ての人がお互いを尊重し、支え合いながら暮らすための社会的支援システムづくりを構築し、障害者ができる限り住み慣れた場所で生活できるよう支援します。

※<sup>1</sup> ノーマライゼーションと※<sup>2</sup> リハビリテーションの考え方を広く啓発し市民の理解を深めることで、障害のある人も、ない人も、全ての市民が社会の一員として権利を保障され、積極的に新市のまちづくりに参画できる地域社会を構築します。

このため、障害者の社会参画を促進する支援、及び社会復帰をするための施設や相談体制の充実、機能訓練の支援、居宅生活支援事業など在宅福祉サービスを充実し、障害者の自立した生活を支援します。

また、子育て世帯支援等の児童福祉施策を充実させるとともに、生活全般に様々な不安を抱えている母子・父子世帯等の支援に取り組みます。

社会福祉施設については、地域の実情やバランスを考慮しながら、既存施設の有効活用と機能の充実を図るとともに、多様化する福祉ニーズに対応できるよう長期的視点に立った整備計画を推進します。

さらに、活力にあふれる地域社会を実現するため、市民生活全般を支える社会福祉の充実を図り、経済的支援や相談及び指導体制の強化など多様な福祉施策を展開します。

※<sup>1</sup> ノーマライゼーションとは、高齢者や障害者等を特別視するのではなく、地域の中で普通の生活を送れるよう条件を整えることを当然とする考え方（または、その運動や施策）のこと。

※<sup>2</sup> リハビリテーションとは、治療、訓練といった技術的な面だけではなく、障害者の社会への「完全参加」を可能とする教育的、社会的な条件等を含めて、障害者が尊厳をもって生きていくための総合的な整備を行うこと。

##### <主な事業例>

|           |                                                               |
|-----------|---------------------------------------------------------------|
| 障害者支援事業   | 障害者（身体障害者〔児〕、知的障害者〔児〕、精神障害者）のそれぞれ個人に合った支援サービス、相談体制、施設等を充実します。 |
| 子育て世帯支援事業 | 保育サービスの充実や相談制度、支援制度を充実するとともに、子育て世帯のネットワーク化を支援し、交流や情報交換を促進します。 |

## (5) 思いやりとやさしさに「ともに支え合う地域社会の実現」

相互扶助の精神を活かし地域全体で助け合い、支え合う社会を構築するために、民間の力を最大限に活用しながら、多様化するニーズに応える体制を確立します。

社会福祉協議会などの福祉関連団体や民間企業、NPO等が行う福祉活動への支援とこれらの活動のネットワーク化、ボランティア育成などを推進し、行政による施策との相互補完によりきめ細かな福祉サービスを実現するための体制づくりを推進します。

このような取組みにより、地域社会全体で相互扶助の仕組みや※セーフティネットを構築し、全ての人にやさしい総合的な福祉施策とサービスを提供していきます。

※セーフティネットとは、「安全確保網」の意味ですが、不測の事態での安全確保や適切な対応策を指す言葉として広く用いられています。

### <新市発足を機とした重点施策>

#### ○保健・医療・福祉の連携強化による地域ケアの充実

保健・医療・福祉それぞれの施策の充実とともに、それぞれのサービスを一体的にとらえ、より大きな効果を発揮するための地域ケアを充実します。

そのために、国や県との連携を深めながら、地域の民間団体等を含むネットワークを構築します。

多様化する市民のニーズにきめ細かに対応しながら、予防から支援まで地域全体での取組みを強化し、高齢者や障害者(児)などを含む全ての市民が、住み慣れた地域で安心して暮らすための総合的なサービスの提供と施設の充実を図ります。

また、新市全体を牽引する保健・医療・福祉施策の充実とともに、各地域単位での取組みを強化するための支援策を充実し、全ての市民が地域格差なく身近できめ細かいサービスが受けられる体制を構築します。

#### <主な事業例>

|                      |                                                                                   |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 関連団体及び<br>人材育成支援事業   | 市民の多様なサービスニーズに応えるために、福祉事業等への民間参画促進やNPOなどの運営団体の設立支援を行うとともに、携わる人材とボランティア組織の育成を進めます。 |
| 地域ケア促進事業             | 福祉・保健・医療各サービスの一貫性や継続性を実現する連携を強化し、情報や人的交流の促進により効率的で効果的なサービスを提供します。                 |
| 保健・医療・福祉施設<br>機能拡充事業 | 地域ケア事業の一環として、保健施設、医療施設、各種福祉施設の連携とネットワークを深めるとともに、それぞれの機能の充実を図ります。                  |



## 5. 育もう人間力！ 次代を担う人材の育成と地域文化の振興

若年層の流出傾向に歯止めをかけるため、産業振興などにより雇用の場の確保を図るとともに、子育て環境の整備や青少年健全育成への取組みを強化することによって、若年層の定着を図ることが重要で、地域の発展は、そこに暮らす人々の意欲や活力が最も重要であり、次代を担う人材の育成は特に力を入れて取り組むべき課題といえます。

子どもたちを元気に育む環境づくりを進めながら、人間尊重の精神で豊かな心と健やかな体を育む義務教育や高校教育の充実を図るとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって、一人ひとりの「人間力」を育む取組みを強化します。そのために、市民や関係機関の協力と連携を深め、個性豊かで創造性に富んだ人材の育成を目指します。

また、全ての市民の教育機会やスポーツの機会を拡充し、学ぶ喜びと体験する感動を共有する地域社会を構築します。

文化振興については、史跡の保護や貴重な資料、学術的な調査研究を紹介する施設整備などを推進するとともに、キリシタン文化など固有の歴史文化を活かす取組みを強化し、国際交流やまちづくりなどに積極的に活用しながら地域の魅力としてアピールします。また、各地域に伝わる伝統文化や伝統芸能の継承、発展を図るため、後継者育成等の支援策を充実します。

魅力あふれる次代の地域づくりを推進するため、このような人材育成と地域文化の振興策により、まちづくりや様々な取組みをリードするまちづくりリーダーを育成するとともに、市民一人ひとりの役割や意欲を高める人材活用策を充実します。

これらの背景をもとに、教育と文化振興に関する施策の構成を以下のように分類します。

### 主要施策の構成

|                                   |
|-----------------------------------|
| (1) 地域とともに取り組む「子育て支援策の充実」         |
| (2) 地域の将来を担う「青少年教育の充実」            |
| (3) 全ての人が気軽に参加できる「生涯学習・生涯スポーツの推進」 |
| (4) 固有の歴史風土を受け継ぎ活かす「地域文化と芸術の振興」   |
| (5) 次代の地域づくりをリードする「まちづくり人材の育成・支援」 |

## （１）地域とともに取り組む「子育て支援策の充実」

進行する少子化に対応するため、子育てがしやすい環境を整備することが重要です。子育て世帯の支援策を充実し、相談体制の強化や、仕事と子育ての両立を容易にするための延長保育・一時保育・休日保育、放課後児童クラブの充実などを推進します。ひとり親家庭に対しては、経済的支援や仕事と子育てを両立する福祉施策を充実します。

また、障害、疾病の予防や早期発見のため、乳幼児期における各種の保健事業の充実を図り、地域療育の取組みを強化します。

※放課後児童クラブとは、昼間に保護者のいない家庭の小学校低学年児などに対し、学校の余裕教室などを利用してその保護や指導、遊びによる発達の助長などを行う事業のこと。

### ＜新市発足を機とした重点施策＞

#### ○地域全体で取り組む子育て支援

地域ぐるみで子どもたちの健やかな育成を支援するために、家庭や自治組織などとの連携を深めるとともに、子育て世帯の交流を深める組織のネットワーク化を図ります。

また、社会問題化している児童虐待防止のためには、早期発見と早期支援が必要です。乳幼児期における養育問題の発見と支援ができる相談・健診体制の充実や、関係機関及び市民による虐待防止ネットワークの構築など、地域一体となった取組みを強化します。

あわせて、これらの取組みの拠点となるような施設の整備をすすめます。

#### ＜主な事業例＞

|                   |                                                                            |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 子育て世帯支援事業<br>(再掲) | 保育サービスの充実や相談制度、支援制度を充実するとともに、子育て世帯のネットワーク化を支援し、交流や情報交換を促進します。              |
| 児童健全育成事業          | 相談体制の充実や放課後クラブや児童館を充実するとともに、児童虐待の防止と早期発見のための体制を整備し、地域一体となって子どもたちを守り、育成します。 |
| 地域支え合い事業<br>(子育て) | 子ども達を地域全体で守り、育てていくために、子育て世帯の情報交換の場や親同士の日常的な交流の機会を拡大し、地域全体で支え合う社会を構築します。    |

## (2) 地域の将来を担う「青少年教育の充実」

新市の将来を担う青少年の教育については、豊かな人間性と国際感覚など時代に即した知識や能力を有する児童生徒を育成するとともに、地域産業などの体験学習などについても積極的に推進します。

学校教育においては、心豊かで生きる力を備えた人格の形成を促しながら、少人数指導等による児童生徒の個性と能力を引き出す教育プログラムを充実するとともに、教師と児童生徒との交流を深めることにより信頼関係を構築します。教職員については、研修の充実とともに、地域や家庭との交流の機会を拡大します。

少子化等による児童生徒数の減少に伴い、子どもたちにとってより望ましい教育環境の整備を図るため、学校の適正規模・適正配置化に取り組みます。学校の統廃合、拠点校の整備の他、遠距離通学対策及び通学負担の軽減、並びに登下校時の安全確保を図るため、適切な通学手段の確保に務めます。

施設面においては、教育関係の施設維持管理と安全対策を強化し、子どもたちが安心して学ぶことができる良好な教育環境の整備に努めます。さらに、視聴覚機器やコンピュータ機器など、時代のニーズに即した多様な教育に対応する教育設備を整備します。

学校教育以外には、青少年が社会の一員であることを自覚し、さまざまな地域活動へ参画できるように、青少年育成団体等の育成や支援、指導者の研修などの充実を図るとともに、学校と家庭、地域との連携を深め、地域全体で児童生徒の健全な心身を育みます。また、世代間交流を拡大し、高齢者の豊富な知識・経験を活かした体験学習や地域文化を学ぶ地域学習を取り入れるなど、郷土愛と地域文化への誇りを育みます。

また、個人の尊厳を重んじ、人格の完成を目指して、道德教育・人権教育の充実を図ります。

### <主な事業例>

|            |                                                                                                                         |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 少人数指導充実事業  | 個々に応じたきめ細かな指導を実施し、基礎・基本の確実な定着や生きる力の育成を図ります。                                                                             |
| 教職員研修充実事業  | 教職員の指導力と教育現場における様々な課題に対処する能力の向上のため、教職員研修の充実を図ります。                                                                       |
| 心の教育推進事業   | 学校、家庭、地域が一体となった <sup>※</sup> ココロねっこ運動の推進と併せ、豊かな心を育む道德教育を充実します。                                                          |
| 学校関連施設整備事業 | 老朽化した学校施設に対する耐震対策など安全性向上のための改修や改築を進め、教育環境の整備を推進するほか、給食センターなど関連施設の充実も図ります。また、学校施設でのインターネット使用環境を整備し、児童や生徒のコンピュータ教育を充実します。 |

|                     |                                                   |
|---------------------|---------------------------------------------------|
| 地域産業・文化<br>体験学習推進事業 | 地域の児童や生徒を対象とした農業や水産業などの地域産業や<br>伝統文化などの体験学習を進めます。 |
| 人権教育推進事業            | 同和教育をはじめとする、あらゆる人権問題の解決を図る人権教<br>育を推進します。         |

※ココロねっこ運動とは、子どもの心の根っこを育てるために、大人のあり方を見  
直す運動のこと。

### （３）全ての人が気軽に参加できる「生涯学習・生涯スポーツの推進」

市民が生涯にわたって多様な学習活動やスポーツ、レクリエーション活動  
に親しむ機会を拡大します。

公民館や図書館などの社会教育施設のほか、空き校舎や空き教室などを活  
用し、インターネットの活用等時代に即応した様々な学習プログラム、スポ  
ーツプログラムの充実を図るとともに、市民同士の交流や生きがい発見、喜  
びと感動の共有体験を支援します。

生涯学習のための施設については、各公共施設のネットワーク化や利用予  
約などの情報システムを整備するとともに快適性や機能の充実を図り、学習  
機会の拡大に対応した利用しやすい市民に開かれた学習・スポーツの場を拡  
充します。

図書館については、気軽な学習から専門性の高い学習まで、市民の幅広い  
ニーズに対応するために、専門蔵書の充実や大学など高等教育機関との連携  
を推進します。

また、地域におけるスポーツ活動やレクリエーション活動の支援を図るた  
めに、市民が気軽に利用できるスポーツ施設等の整備を推進するとともに、  
各種大会や温暖でトレーニングしやすい環境を活かした合宿の誘致などを  
推進します。

#### ＜主な事業例＞

|                            |                                                                                                                                |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学校施設<br>有効活用事業             | 余裕教室等遊休学校施設を活用した市民講座や交流空間づくり<br>を進めます。                                                                                         |
| 生涯学習推進事業                   | 市民の学習機会を拡大するために、公民館等の施設の拡充を図る<br>とともに、地域や学校の連携を深めながら学習プログラムの充実<br>を図ります。                                                       |
| 生涯スポーツ<br>推進整備事業           | 市民が気軽にスポーツする機会を拡大するために、運動公園や屋<br>内施設などのスポーツ施設の拡充を図るとともに、様々なスポー<br>ツサークル活動の支援や各種スポーツの指導員の育成を推進し<br>ます。また、総合型地域スポーツクラブの育成を推進します。 |
| 図書館等公共施設<br>ネットワーク<br>構築事業 | 市内の図書館や文化施設等の相互利用を促進するネットワー<br>ク化や蔵書共同検索システムなど市民が利用しやすい環境づくり<br>を推進します。                                                        |

|                     |                                                              |
|---------------------|--------------------------------------------------------------|
| 文化・スポーツ<br>イベント支援事業 | 市民の文化、スポーツ活動に対する支援や各種イベントの企画及び開催を推進します。                      |
| プロスポーツ等<br>合宿受入推進事業 | プロスポーツチームや選手、大学等の部活などの合宿誘致を推進するとともに、施設や設備の充実を図りながら受入体制を整えます。 |

#### （４）固有の歴史風土を受け継ぎ活かす「地域文化と芸術の振興」

新市には特徴的な歴史文化が残っています。特にキリシタン文化については多くの史跡等の文化財が点在しており、学術研究などを推進するとともにこの地域固有の文化振興策を展開することが重要です。

「島原・天草一揆」は、この地域の歴史と文化を学ぶ上で最も重要な史実であり、学術的な調査を推進しながら、より多くの人に地域を知ってもらうための施設等を整備します。また、西洋教育の原点となったセミナリヨ跡は新市の各地にあります。この歴史を活かし、地域の文化振興と次代を担う人材教育拠点を整備し、現代のセミナリヨとして広く活用します。

さらに、各地の史跡等をネットワーク化し、新市全体を歴史と文化に彩られた地域としてアピールします。

このほか、各地域で受け継がれている伝統芸能や史跡等の文化財などについてその保護に努め、新市における共有の財産として次代へと継承します。

また、日本を代表する彫刻家である北村西望の業績を顕彰し、芸術性を取り入れた個性豊かな地域づくりを推進するため、次代の地域文化を築く青少年に対する芸術や文化活動を体験する機会や施設を拡充します。

##### ＜主な事業例＞

|                         |                                                                                                                                |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 島原・天草一揆・南蛮<br>文化博物館整備事業 | 有馬氏の興隆からポルトガル船の来航、そして島原・天草一揆に至るこの地域固有の歴史文化資料等を紹介する拠点となる博物館を建設し、観光交流拠点としても活用します。各地に点在している出土品や資料を一堂に集め、原城跡などとともに一体的な歴史ゾーンを形成します。 |
| セミナリヨ整備事業               | 教育の原点である現代のセミナリヨを整備し、地域の歴史文化の学習や次代を担う人材育成の場として活用します。                                                                           |
| 史跡等保全整備事業               | キリシタン史跡や原城跡、日野江城跡などの史跡をはじめ、文化財の保全と周辺整備を推進し、地域の貴重な歴史を後世に引き継ぎます。                                                                 |
| 文化・芸術振興事業               | 各地に伝わる伝統行事や祭りなどの継承や後継者育成などを支援するとともに、キリシタン、南蛮文化など地域固有の文化を活かしたセミナリヨ版画展や全国的な催しの開催など、幅広い文化振興事業を積極的に推進します。また、市民や訪れる人の芸術に            |

|                         |                                                                           |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
|                         | 触れる機会を拡大するために、美術館建設や彫刻のまちづくりや北村西望展などのソフト事業を推進し、美しい自然とマッチした芸術のまちづくりを推進します。 |
| 児童生徒<br>文化・芸術体験<br>拡大事業 | 児童や生徒を対象とした地域文化の学習や幅広い芸術鑑賞の機会を拡充するとともに、彼らが自らも創作に取り組める機会を増やします。            |

## （５）次代の地域づくりをリードする「まちづくり人材の育成・支援」

これからの地域づくりは、市民の知恵を活かしていくことが重要であり、次代の地域づくりをリードする人材の育成が重要です。

まちづくりに限らず、農林業や水産業、商工業などの地域産業で意欲あふれる取組みをする若者を「ふるさと創生起業家」と位置づけ、国や県の関係機関や大学等と連携し、新市を担う人材として組織的に育成、支援します。

また、全ての市民の意欲と地域への誇りを高めるために、一人ひとりの能力や個性、そして知識や技術を評価する仕組みを構築し、まちづくりや文化振興に活かす取組みを強化し、市民全員で魅力ある新市と個性ある文化を築いていきます。

### ＜主な事業例＞

|                         |                                                                                                                                     |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ふるさと創生起業家<br>育成支援事業（再掲） | 「ふるさと創生起業家」を育成、支援するため、産学官が連携し、地域産業振興のため研修・研究を行う「起業家大学」を開講し、地元に残って働きながら学ぶ場を提供します。また、彼らを継続的に支援するため、起業家大学の卒業生を核にした産学官ネットワークづくりなどを進めます。 |
| 誰でもマイスター<br>認定事業        | 市民の個性や特技、知識等を活用するために、様々な得意分野におけるマイスター（巨匠）認定制度を設け、一人ひとりの意欲を高めながらまちづくりや話題づくりなどに活用します。                                                 |

## 6. 競おうアイデア！ 市民とともにつくるこれからのまちづくり

市民と行政の協働で進めるまちづくり、この市民の期待に応え、一人ひとりの声を施策に活かす仕組みが求められます。一方で、市民は行政の効率化と健全な財政運営に厳しい目を向けており、合併の効果を最大限に引き出すために、行財政運営にあたっては、一層の効率化が求められます。

市民と行政の協働については、社会環境の変化や価値観の変化に伴い複雑、多様化する市民のニーズに応え、きめ細かなサービスの提供や個性的で活力ある地域づくりを行っていくために、市民一人ひとりの人権の尊重を基本に、女性や子ども、高齢者や障害のある人など全ての市民が積極的にまちづくりへ参画する機会を拡充します。

そのために、各地域の様々なまちづくり団体やNPOなどとの役割分担や連携を深めます。また、市民や民間のノウハウを活かすために行政情報を市民と共有し、市民団体、民間企業等が積極的に市政に参画できるシステムづくりを推進し、行政運営については、地方分権や多様化、高度化する市民の行政に対するニーズに的確に対応するため、行政事務の高度情報化や組織のスリム化、職員の資質向上などに積極的に取り組みます。

様々な計画立案にあたっては、効率的で質の高い施策の遂行や行政サービスの提供のために政策評価制度を導入するなど、経費の節減やより効果を高める計画づくりを目指します。

また、広域にわたる新市において地域による格差が生じないように、自治会や町内会などのコミュニティ組織等を支援しながら、全ての市民にとって身近に感じられる行政サービスを提供します。

これらの背景をもとに、行政運営・まちづくりに関する施策の構成を以下のように分類します。

### 主要施策の構成

|                                   |
|-----------------------------------|
| (1) 市民と行政が協働する「まちづくり体制の確立」        |
| (2) 効果的な計画立案と施策遂行を実現する「行財政運営の効率化」 |
| (3) 地域格差のないサービスを提供する「電子自治体の推進」    |
| (4) 理解と連携を深める「人権尊重・男女共同参画社会づくり」   |

## （１）市民と行政が協働する「まちづくり体制の確立」

多様化する市民のニーズに応え、きめ細かなサービスを提供しながら自立する地域づくりを行っていくためには、市民が主体的かつ積極的にまちづくりに参画し、行政と協働していくことが重要です。

市民一人ひとりの声を大切にするまちづくりを進めるために、市民の一体感と協働意識を醸成するとともに、行政情報を市民と共有し、市民の声を反映しながら、市民と行政が協働するための仕組みを構築します。

また、市民や民間団体、企業等が積極的に市政に参画できる仕組みや、行政と市民の橋渡し役となる地域コミュニティ組織の支援に努めます。

こうした取り組みの中から出てくる様々な意見や要望を活かしながら、自立する新市を築いていきます。この「市民と行政の協働」の仕組みは、新市のすべての施策を進める際の基本となります。

### ＜主な事業例＞

|                     |                                                                         |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| パブリックコメント<br>制度導入事業 | 政策決定にあたり、広く住民に素案を公表し、それに対して出された意見や情報を考慮して意思決定を行い、住民の意見を直接反映する仕組みを構築します。 |
| 地域コミュニティ<br>充実事業    | 行政と住民との橋渡し役としての地域コミュニティ組織の支援事業を進めます。                                    |

## （２）効果的な計画立案と施策遂行を実現する「行財政運営の効率化」

合併による新市の体質強化と、その効果を最大限に引き出し、地方分権や多様化、高度化する行政ニーズなどに的確に対応するために、行財政の効率化と持続的な行財政改革に努めます。

また、行政の高度情報化や組織のスリム化を図るとともに、行政職員の意識改革や研修による資質の向上を図り、効率的で質の高い行政と成果重視の行政への転換を目指します。

そのために、政策評価制度の導入や民間の経営ノウハウの導入、専門的な知識・技術を有する職員の適材配置など、柔軟かつ機動的に対応できる組織体制を整備します。

### ＜主な事業例＞

|                                      |                                                                                         |
|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 政策評価制度<br>導入事業                       | 各種事務事業遂行の政策評価制度を導入し、新市にふさわしいかたちで適切に評価し政策運営の改善に反映させます。                                   |
| PFI（プライベート・<br>パートン・インシアティブ）<br>導入事業 | 公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し民間主導で社会資本整備や公共サービスを提供する事業手法（PFI）を導入し、効率的な行政運営を推進します。 |



### （３）地域格差のないサービスを提供する「電子自治体の推進」

行政組織が大きくなることで、新市の中での一極集中や市民に対する行政サービスが損なわれることのないよう、各地域の住民の声を活かしながらこれまで以上にきめ細かな行政サービスの提供に努めます。

地域格差なく、中心部も周辺部も全て同じサービスが迅速に受けられるように、電算システムの統合や公共施設を結ぶ情報ネットワークを構築し、住民の意見を尊重しながら均衡ある地域の発展を目指します。

#### ＜主な事業例＞

|                   |                                                                         |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 電子自治体<br>システム構築事業 | 行政事務手続きの電算化や市民の各種手続きの電子化などを推進し、電子自治体化による住民サービスの向上や事務手続のスリム化、スピード化を図ります。 |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------|

### （４）理解と連携を深める「人権尊重・男女共同参画社会づくり」

市民一人ひとりが人権尊重の態度を習慣として身につけ、仕事や日常生活の中で実践することが当たり前となっているような、お互いの人権が尊重される社会づくりを推進します。

また、相互の理解のもとに、男女が性の区別なく一個人として尊重され、市政や職場、地域活動などのあらゆる場における男女の共同参画を促進し、地域の女性の活躍の場を拡大します。

学校教育、社会教育などを通じて人権尊重を基本にした男女共同参画社会の理解を深めるとともに、子育て世代のための保育施設の充実や、男女雇用機会均等法に基づく雇用機会の拡大などの取組みやそのための民間活動を支援します。

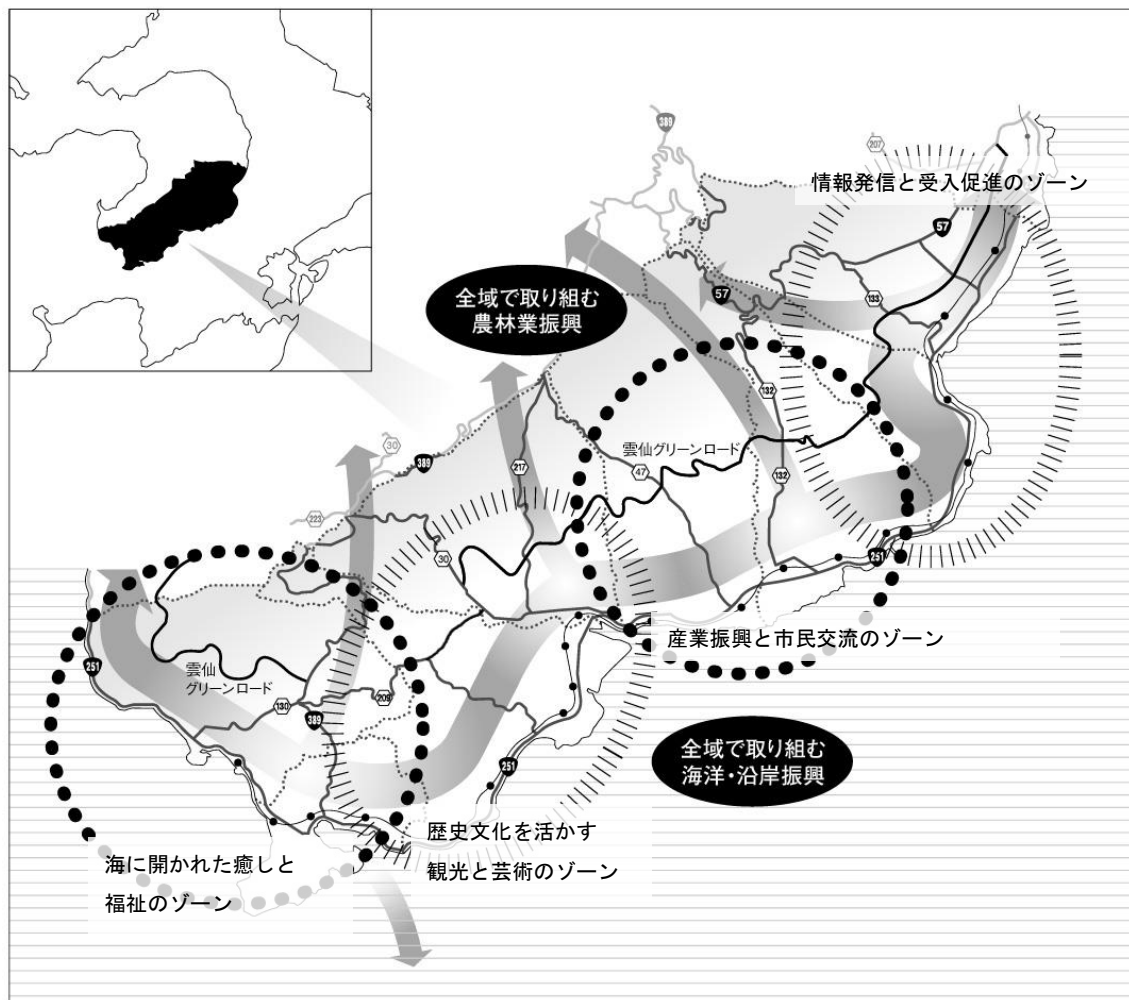
#### ＜主な事業例＞

|                   |                                                                        |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 人権尊重社会づくり<br>推進事業 | 人権が尊重される社会づくりを目指した新市の人権施策の推進指針を策定するとともに、講演会や研修会、啓発イベントなど各種の啓発活動を推進します。 |
| 男女共同参画<br>支援事業    | 情報提供や意識高揚イベントなどを通して雇用や社会参画機会の拡大を図ります。                                  |



## 第6章 地域別整備方針

ゾーニング概念図



### 1. 地域別整備方針（ゾーニング）の考え方

#### （1）ゾーニングの設定

新市の各地域の特性や地域バランスを考慮しながら地域別整備方針を設定し、均衡ある発展の中に地域の特色を活かした個性が光るまちづくりを目指します。

地域別基本方針は、各地域の特性や整備方針を決定付けるものではなく、市民生活の利便性や快適性を高める必要な機能や施設については、地域を問わず新市全体の均衡ある発展を考慮しながら整備します。

ただし、新市は地域ごとに魅力的な特徴を有しながら、豊かな自然や気候、産業など共通する面も多くなっています。

特に産業面においては、農業がその中心であることは地域を問わずに共通しており、農業振興策については市内全域で取り組むべき重要な課題であるといえます。また、新市は全域にわたり広く海岸線を有しており、水産業や海洋レジャーなど、地域を越えた海洋・沿岸振興の取組みを強化する必要があります。

これらのことから、「農業振興」と「海洋・沿岸振興」については、ゾーニングに関わらず全市的な取組みとして積極的に推進します。

## (2) 交流軸の設定

また、ゾーンを越えて、市民や訪れる人の日常的な交流の拡大を図り、各地域を有機的に結びつけるための「交流軸」を設定します。

国道 251 号や 57 号、389 号、雲仙グリーンロードなどの道路網や島原鉄道を軸として、新市内や新市と域外を結ぶ「交流軸」を設定することにより、新市における回遊性が高まるだけでなく、地域と地域の連携が深まることで新市の一体感が醸成されるほか、地域格差のない発展に向け、各地域の連携と協調による活気に満ちた新市建設が可能となります。

この「交流軸」は、人と人が日常的に交流を深め関係を強化することが基本となりますが、新市に数多く点在する史跡や自然景勝地などを結ぶ「観光ルート」や、各地域の物産を販売する「物産直売所ネットワーク」など、様々な形で具体的な地域間連携を深める結びつきへと展開します。

## 2. 地域の特徴を活かす「ゾーン」の方向性

新市の各地域の特徴を伸ばし、その魅力を活かしていくことで、それぞれの地域が得意とする分野において良い意味で競い合いながら、新市全体の活性化やにぎわいの創出に結び付けていくことが重要です。

そのために、均衡ある発展の一方で、地域の個性を活かし、大きな力として発揮していく「ゾーン」を設定し、それぞれのゾーンが相互に関わりながら新市全体の地域力の向上へと結び付けます。

この「ゾーンの整備」については、各地域の特性や新市全体のバランスを考慮しながら、①深江町から布津町付近にかかる地域を基本とする「情報発信と受入促進のゾーン」、②有家町から西有家町付近にかかる地域を基本とする「産業振興と市民交流のゾーン」、③北有馬町から南有馬町にかかる地域を基本とする「歴史文化を活かす観光と芸術のゾーン」、④口之津町から加津佐町にかかる地域を基本とする「海に開かれた癒しと福祉のゾーン」の 4 つのゾーンを設定します。

### 3. 「ゾーン」整備の取組み内容

#### (1) 情報発信と受入促進のゾーン

深江町から布津町付近にかかる地域を基本とする「情報発信と受入促進のゾーン」では、主に域外の人たちへの新市の魅力情報と域外の様々な情報を収集する施設や機能を重点的に整備するほか、島原半島の北部や中部に来ている観光客等を誘引する魅力を高めながら新市の「陸の玄関口」の役割を担います。

また、普賢岳災害復興にともなう様々な基盤整備等によって安全性や利便性が向上し良好な住環境を形成していることから、域外からの転入者などの積極的な受入を図り、新しい出会いが生み出す活力と発展性に満ちたゾーンを目指します。

#### (2) 産業振興と市民交流のゾーン

有家町から西有家町付近にかかる地域を基本とする「産業振興と市民交流のゾーン」では、伝統あるそうめん産業や商工業の振興など産業面、経済面の活性化策を重点的に推進し、力強く自立する新市を牽引する役割を担います。

また、全市的に見た場合の中心部に近い優位点や既に商業集積などで一定のゾーン性を有していることなどから、さらに市民のための利便施設や交流を深める施設、機能を強化し、にぎわいや発見に満ちたゾーンを目指します。

#### (3) 歴史文化を活かす観光と芸術のゾーン

北有馬町から南有馬町付近にかかる地域を基本とする「歴史文化を活かす観光と芸術のゾーン」では、原城跡や日野江城跡、有馬のセミナリヨ跡などの歴史的、学術的に価値の高い史跡の整備など、固有の歴史文化を活かした観光振興による個性あふれる魅力づくりの役割を担います。

また、南有馬出身の彫刻家・北村西望にちなんだ彫刻のあるまちづくりなど芸術振興に積極的に取り組み、文化の香り高いゾーンを目指します。

#### (4) 海に開かれた癒しと福祉のゾーン

口之津町から加津佐町付近にかかる地域を基本とする「海に開かれた癒しと福祉のゾーン」では、美しい自然海浜での海水浴やイルカウォッチングの起点となる港など、海洋レジャー基地としての機能を重点的に整備するとと

もに、古くから海外交易や船員のまちとして栄えた歴史を活かし、熊本県天草地域など広域的な交流や連携を深める新市の「海の玄関口」としての役割を担います。

また、美しい海の景観や海に親しむレジャーを通した心の癒し効果などとともに、健康づくりや福祉施策の充実による豊かな心と体を育むゾーンを目指します。

## 第 7 章 公共施設の統合整備と適正配置

教育・福祉・文化・スポーツ等のための各種公共施設の統合整備と適正配置については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう利便性などにも十分配慮し、地域間のバランスや財政事情等を考慮しながら検討していくことを基本とします。

なお、合併に伴い支所となる旧役場庁舎等については、情報ネットワークの構築等によって住民サービスの低下を招かないよう十分配慮するとともに、行政サービスを効率的に進める観点から、施設の統合・整備を進めます。

また、庁舎の集約化や再編整備など、公共施設の整備や老朽化等に伴い不要となった施設の解体撤去についても適切に実施します。





## 第8章 財政計画

### 1. 前提条件

この財政計画は、平成18年度（2006年度）から令和7年度（2025年度）の合併後20年間について、歳入、歳出の項目ごとに過去の実績等を基に、合併に係る特別措置等を見込み、普通会計ベースで策定しています。

なお、合併の効果（人件費の削減など）を最大限引き出すとともに、一般財源の節約に努め、新市において健全な財政運営がなされるよう十分留意することとします。

また、第5章に掲げる主要施策、主要事業については、合併後の新市において緊急性や重要性などを勘案して策定する実施計画等に基づき、限られた財源のなかで、効果的、効率的な実施を図ります。

### 2. 歳入

#### （1）地方税

過去の実績を基に、今後の経済の見通し等を踏まえ算定しています。

#### （2）地方交付税

普通交付税の算定の特例（合併算定替）、人口及び公債費等に係る交付税措置等を見込み算定しています。

#### （3）国庫支出金、県支出金

過去の実績及び今後の事業計画等を基に、国及び県からの財政支援を見込み算定しています。

#### （4）地方債

今後の事業計画等を基に、合併特例債等を活用することを見込み算定しています。

### 3. 歳出

#### (1) 人件費

第2次定員適正化計画に沿って、過去の実績等を基に算定しています。

#### (2) 物件費

過去の実績等を基に算定しています。

#### (3) 扶助費

過去の実績等を基に、社会保障費の増額を見込み算定しています。

#### (4) 補助費等

過去の実績等を基に算定しています。

#### (5) 公債費

平成30年度(2018年度)までの地方債に係る償還予定額に、令和4年度(2022年度)までの計画的な繰上償還及び、令和元年度(2019年度)以降の新市建設計画における主要事業等の実施に伴う新たな地方債に係る償還見込額を加えて算定しています。

#### (6) 積立金

合併特例債による合併市町村振興基金積立て、公共施設の維持管理のための基金や本庁舎整備のための基金積立て、及び各年度の剰余金、利子等の積立てなどを見込み算定しています。

#### (7) 繰出金

過去の実績及び財政健全化の取組みを基に、下水道事業など公営企業会計への繰出金の増減等を見込み算定しています。

#### (8) 普通建設事業費等

健全な財政運営を前提に、今後の事業計画等を基に算定しています。

| 【歳入】        |                    | (単位:百万円)           |                    |                    |                    |                    |                    |                    |                    |                    |                    |                    |                    |                   |                   |                   |                   |                   |                   |                   |
|-------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 区 分         | 平成18年度<br>(2006年度) | 平成19年度<br>(2007年度) | 平成20年度<br>(2008年度) | 平成21年度<br>(2009年度) | 平成22年度<br>(2010年度) | 平成23年度<br>(2011年度) | 平成24年度<br>(2012年度) | 平成25年度<br>(2013年度) | 平成26年度<br>(2014年度) | 平成27年度<br>(2015年度) | 平成28年度<br>(2016年度) | 平成29年度<br>(2017年度) | 平成30年度<br>(2018年度) | 令和元年度<br>(2019年度) | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
| 地 方 税       | 3,411              | 3,664              | 3,682              | 3,547              | 3,533              | 3,563              | 3,517              | 3,543              | 3,686              | 3,452              | 3,451              | 3,441              | 3,331              | 3,425             | 3,407             | 3,302             | 3,262             | 3,244             | 3,143             | 3,104             |
| 地方譲与税等      | 1,192              | 855                | 797                | 783                | 771                | 746                | 718                | 717                | 807                | 940                | 940                | 1,016              | 1,099              | 1,183             | 1,283             | 1,283             | 1,283             | 1,283             | 1,283             | 1,283             |
| 自動車取得税交付金   | 118                | 106                | 101                | 68                 | 53                 | 45                 | 51                 | 45                 | 20                 | 9                  | 9                  |                    |                    | 20                |                   |                   |                   |                   |                   |                   |
| 地方特例交付金     | 72                 | 30                 | 42                 | 55                 | 82                 | 100                | 4                  | 5                  | 5                  | 5                  | 5                  | 5                  | 5                  | 5                 | 5                 | 5                 | 5                 | 5                 | 5                 | 5                 |
| 地方交付税       | 13,180             | 12,872             | 13,763             | 14,010             | 15,204             | 15,169             | 14,987             | 15,173             | 14,869             | 14,371             | 14,054             | 13,464             | 13,195             | 11,865            | 12,097            | 12,183            | 12,312            | 12,474            | 12,360            | 12,086            |
| 交通安全対策特別交付金 | 8                  | 7                  | 6                  | 6                  | 6                  | 6                  | 6                  | 6                  | 5                  | 5                  | 5                  | 5                  | 5                  | 5                 | 5                 | 5                 | 5                 | 5                 | 5                 | 5                 |
| 分担金及び負担金    | 301                | 300                | 294                | 261                | 274                | 261                | 244                | 242                | 232                | 220                | 211                | 202                | 194                | 227               | 112               | 104               | 94                | 87                | 80                | 74                |
| 使用料及び手数料    | 665                | 613                | 569                | 555                | 539                | 541                | 540                | 543                | 535                | 526                | 526                | 526                | 526                | 493               | 493               | 493               | 493               | 493               | 493               | 493               |
| 国庫支出金       | 2,032              | 2,559              | 2,917              | 4,658              | 3,673              | 3,312              | 2,859              | 3,294              | 3,323              | 3,476              | 3,526              | 3,577              | 3,634              | 4,617             | 4,238             | 3,741             | 3,773             | 3,797             | 3,773             | 3,773             |
| 県支出金        | 1,781              | 2,323              | 2,913              | 2,927              | 2,804              | 2,727              | 2,595              | 2,987              | 3,066              | 2,732              | 2,736              | 2,740              | 2,744              | 2,883             | 2,727             | 2,753             | 2,778             | 2,778             | 2,778             | 2,778             |
| 財産収入等       | 1,714              | 1,864              | 669                | 1,340              | 1,542              | 1,493              | 843                | 756                | 3,058              | 2,371              | 2,050              | 2,085              | 2,119              | 3,526             | 1,907             | 2,041             | 2,172             | 677               | 677               | 1,079             |
| 諸収入         | 159                | 222                | 145                | 337                | 105                | 191                | 182                | 186                | 278                | 128                | 140                | 130                | 129                | 158               | 151               | 124               | 131               | 131               | 123               | 123               |
| 地 方 債       | 2,378              | 2,496              | 3,551              | 4,813              | 3,434              | 3,173              | 3,730              | 3,635              | 3,398              | 5,429              | 4,783              | 4,847              | 4,659              | 9,232             | 7,978             | 2,690             | 2,508             | 2,428             | 2,295             | 2,260             |
| 歳入合計        | 27,011             | 27,911             | 29,449             | 33,360             | 32,020             | 31,327             | 30,276             | 31,132             | 33,282             | 33,664             | 32,436             | 32,038             | 31,640             | 37,639            | 34,403            | 28,724            | 28,816            | 27,402            | 27,015            | 27,063            |

| 【歳出】            |  |                    |                    |                    |                    |                    |                    |                    |                    |                    |                    |                    |                    |                    |                   |                   |                   |                   |                   |                   |                   |
|-----------------|--|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                 |  | (単位:百万円)           |                    |                    |                    |                    |                    |                    |                    |                    |                    |                    |                    |                    |                   |                   |                   |                   |                   |                   |                   |
| 区 分             |  | 平成18年度<br>(2006年度) | 平成19年度<br>(2007年度) | 平成20年度<br>(2008年度) | 平成21年度<br>(2009年度) | 平成22年度<br>(2010年度) | 平成23年度<br>(2011年度) | 平成24年度<br>(2012年度) | 平成25年度<br>(2013年度) | 平成26年度<br>(2014年度) | 平成27年度<br>(2015年度) | 平成28年度<br>(2016年度) | 平成29年度<br>(2017年度) | 平成30年度<br>(2018年度) | 令和元年度<br>(2019年度) | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
| 人 件 費           |  | 5,338              | 5,558              | 5,300              | 5,107              | 4,882              | 4,890              | 4,884              | 4,741              | 4,697              | 4,688              | 4,679              | 4,671              | 4,662              | 4,436             | 4,792             | 4,709             | 4,674             | 4,677             | 4,675             | 4,661             |
| 物 件 費           |  | 2,676              | 2,873              | 2,548              | 2,703              | 2,975              | 2,719              | 2,804              | 2,850              | 2,941              | 3,317              | 2,932              | 2,891              | 2,867              | 3,496             | 2,854             | 2,854             | 2,854             | 2,854             | 2,854             | 2,854             |
| 維持補修費           |  | 28                 | 35                 | 53                 | 61                 | 70                 | 63                 | 65                 | 82                 | 97                 | 110                | 150                | 150                | 150                | 150               | 150               | 150               | 150               | 150               | 150               | 150               |
| 扶 助 費           |  | 3,585              | 3,740              | 3,822              | 3,939              | 4,623              | 4,800              | 4,900              | 5,015              | 5,216              | 5,676              | 5,766              | 5,804              | 5,938              | 6,060             | 6,165             | 6,269             | 6,372             | 6,376             | 6,379             | 6,380             |
| 権 助 費 等         |  | 2,125              | 2,087              | 3,067              | 2,459              | 2,489              | 2,494              | 2,485              | 2,551              | 2,929              | 3,262              | 3,104              | 3,196              | 3,390              | 4,308             | 3,972             | 3,769             | 3,744             | 3,733             | 3,727             | 3,707             |
| 公 債 費           |  | 5,647              | 5,602              | 5,530              | 5,571              | 4,687              | 5,397              | 5,134              | 4,619              | 4,521              | 5,719              | 5,655              | 5,592              | 5,606              | 4,861             | 4,406             | 4,876             | 4,775             | 3,119             | 3,198             | 3,265             |
| 投資及び<br>出資金・貸付金 |  | 8                  | 5                  | 6                  | 137                | 0                  |                    |                    |                    | 72                 | 24                 |                    |                    |                    | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 |
| 繰 出 金           |  | 2,658              | 3,416              | 2,987              | 3,003              | 2,991              | 2,904              | 3,047              | 3,276              | 3,416              | 4,051              | 3,967              | 3,854              | 3,028              | 2,933             | 2,495             | 2,505             | 2,515             | 2,515             | 2,525             | 2,525             |
| 積 立 金           |  | 1,764              | 742                | 1,636              | 3,038              | 4,113              | 2,935              | 1,757              | 234                | 2,433              | 1,028              | 814                | 113                | 112                | 1,501             | 612               | 522               | 689               | 902               | 507               | 501               |
| 普通建設事業費等        |  | 2,625              | 3,395              | 3,814              | 6,381              | 3,820              | 4,503              | 4,567              | 5,049              | 4,792              | 5,789              | 5,369              | 5,767              | 5,887              | 9,894             | 8,957             | 3,070             | 3,043             | 3,076             | 3,000             | 3,000             |
| 歳 出 合 計         |  | 26,454             | 27,453             | 28,763             | 32,399             | 30,650             | 30,695             | 29,643             | 28,417             | 31,114             | 33,664             | 32,436             | 32,038             | 31,640             | 37,639            | 34,403            | 28,724            | 28,816            | 27,402            | 27,015            | 27,063            |